# 大日本蠶絲會報

第拾九號

明治二十七年一月

〔明治廿五年四月七日內務省許可〕

大日本蠶絲會

D.1

# 大日本蠶絲會報第拾九號目次


●論説

◎一喜一憂　大日本蠶絲會賛成會員　高橋信貞

◎蠶絲貿易の沿革と希望　大日本蠶絲會賛成會員　横濱　橋本重兵衛

●寄書

◎新潟縣蠶況餘聞　新潟縣　大日本蠶絲會賛成會員　横田長太郎

●統計

◎十一月中生絲屑物輸出數量元價及取稅統計◎十一月中絹布類輸出數量及元價統計◎十二月中横濱生絲手合高同最高價格及外國爲替相場表

●問答

◎桑樹病其他に關する質問進に答◎苛性加里用量に付質問進に答◎外國爲換相場及其換算法に關する質問進に答◎伊東忠三氏の節温器に付ての質問進に答

●外報

◎米國へ輸出せる生絲類駁品調査

●雜報

◎廿六年生絲貿易の概況◎廿七年生絲の初手合◎繭絲織物の需産概況◎養蠶學科新設せられんとす◎蠶業組合の組織◎濠洲の養蠶に就て◎蠶種の貯藏法◎大坂府下の蠶業勵賞◎神戸の屑物取引◎中國第一の生絲市場◎蠶室に風の襲來を防ぐ法◎下田伊左衛門氏◎廣島縣通信◎山形縣製絲用蠶種檢査に就て◎信州に碰氷分社設立す◎桐生織物の由來◎組合を設て霜害を防ぐ◎歸京と出張◎大日本蠶絲會員の加入◎絲綾褒章下賜と褒狀授與



◎大日本蠶絲會職員

○拔擢委員

農學士　伊藤小左衛門　知德之助
農學士　今西直次郎　池田謙也
農學士　橋本重兵衛　八田長太郎
農學士　本多岩次郎　星野正太郎
農學士　押川則吉　堀
農學士　大林雄也　渡邊孫三郎
農學士　管野平右衛門　小野
農學士　高橋信貞　永之助
農學士　田中延次郎　橋本信貞
農學士　田島武平　井上時敬
農學士　田中永作　高原休丞
農學士　藤本善右衛門　田島喜三郎
農學士　佐々木忠元　田村
農學士　青山伍作　細井
農學士　澤野淳二郎　田中
農學士　白井光太郎　高橋
農學士　下田伊左衛門　新井
農學士　賀義美　船町
農學士　酒勾常明　練田
農學士　芝木義雄　菊間
農學士　宗九藏　喜三郎
農學士　佐澤七郎　鎮目
農學士　新津一郎　藤次郎

○評議員

八田逵也
菅野平右衛門
岡知
有馬信貞
柿野
木沼喜三郎
練平吉
佐藤有馬
佐々木忠二郎
伍作
御法川直三郎
下田伊左衛門

○幹事長

高橋信貞

○幹事

松永伍作
大日本蠶絲會　小畑岩次郎
岡
芝木兒玉
山村九實
宗九藏
毅
本多岩次郎
池田
畑
菊
喜次郎
復正
喜次郎


# 大日本蠶絲會報第拾九號

## ●論説

### ◎一喜一憂


大日本蠶絲會賛成會員　高橋信貞


二十七年甲午の新天地を賀すると同時に欵ち吾人の心頭に浮び一喜一憂交々相往來するものは果して何物ぞ地價修正にある乎曰く否鐵道敷設にある乎曰否千島艦訴訟事件にある乎曰否條約厲行問題にある乎曰否歳旦よりして余輩が心神を刺戟し思慮を要せしむるものは以上の問題を實行し易からしめむが爲め之が元素たり實力たるべき最大福祉を涵養しつゝある最も貴く最も重ずべき一物にして出ては以て吾人日用必需の物品即ち金巾と代り石油と代り麥酒と代り麺包と代り毛布と代り蝙蝠傘と代り鍋と代り洋燈と代り砂糖と代り烟草と代り洋服と代り帽子と代り手袋と代り靴と代り汽船となり汽車となり電機となり電線となり或は汽機汽管となり或は銃砲彈藥となり或は軍艦商船となり而して明治維新の新日本即ち開國進取の國是を助け長足の進歩を吾人に眼前に見すに至りたる國家の元勳とも謂つべきもの即ち蠶絲の事柄にぞある

抑も此蠶絲なるものは其源を遠く神代に發し數千載の久しき盛衰消長一ならずと雖も我邦開港の當時即ち安政六年頃より其需要大に廣まり殊に歐米二洲の嗜好は年一年に其度を進め之が價格も亦隨て騰貴し生產者販賣者共に莫大の利を得しより居宅は變じて蠶室となり麥圃は化して桑田となるが如き勢なりしより其產額も次第に加はれり且言ふも畏しこけれども

聖天子上に在して農桑のことを勸めたまひ賢相能く補弼の職を盡しゝより影の形に伴ひ響の聲に應ずるが如く多く年所を經ざるに邦內處處として桑を植ゑざるなく地として蠶を養はざるなきの盛況を見るに至れり畢竟この氣運に逢したるものは上能く斯業を勸め下能く斯務に勵みたるの結果に外ならずといふと雖も而も亦邦土の蠶桑に適するにあらざれば斯かる好果は決して奏すると能はざりしなるべし蓋し所謂天賦の蠶絲國とは實に誣ひざるなり此蠶絲國に生れ斯業務に從ひ國家の富源を增進したる國民は夫の天錫を完ふして以て國恩に報ひたる國民にしてその光榮實に大なり否獨り其光榮のみならず開國進取の國是を裨補して聖明に答へたるの功績偉大なりと謂つべきなり

大凡開國進取の國是を貫通して國威を海外に輝さむと欲せば須らく實力を涵養すべし否らざれば俊傑位に在り才子野に滿つるも將た何をか爲さんや假令法律は完全なるもこれを施すに所なけん之を內外の史乘に徵するに實力なきの國家は久しからずして衰亡す彼の「マグナカルタ」の憲法の如きも其光威を六合に輝かしたるものは憲法其物の完備せるがためにはあらずして實力の伸張其光輝を發せしめたるに外ならざるべし故に余輩は此實力の大本たる蠶絲其物の爲めに身を役し心を勞して國恩に報ふる人々に向て深謝し國家の爲めに慶賀するものなり人若し我邦の實力は蠶絲與りて最も力あることを確めんと欲せば宜しく蠶絲其物に問ふべし余輩之を貿易年報に徵するに明治元年より同廿五年に至る廿五年間に於ける本邦の總輸出金額は

九億千〇六十六萬六千五百五十四圓

なるに蠶絲類即ち生絲熨斗絲屑物の總輸出額は

三億九千五百七十九萬三千二百六十六圓餘

なり是に由りて之を觀れば本邦總輸出物の四割三分餘は蠶絲其物の力に由りて以て貿易の權衡を維持し而して前段陳ぶる所の海外生產の物品と代り來りて今日の國是を裨補し文物武備其他百般の改良をなさしめたるの事實明々白々なるべし若夫れ斯の唯一の物產微かりせば恐らくは今日の進步は見ることを得べからざりしならんか之を思へば夫の蠢爾たる一昆虫の營める纖細なる一絲縷の力能く千萬里の波濤をも冒して山嶽大の軍艦商船をも曳き寄せ來るの力あるに驚かざるを得ざるべし況んや日新月進の世界に立ちて貿易の權衡を爭ふの力を有し國家の福祉を進むるに於て前途尙ほ多望なるをや是れ余輩が歲首に一大白を擧げて國家の爲めに喜を表する所以なり

夫れ斯の如く國家唯一の物產たり貿易場裏の巨擘と推さるゝ所の蠶絲は之を既往に徵して現況を慮か

るに產額は增加し業務は進步しつゝあるなり然れども之を世界蠶絲の强大國なる伊佛等の國々に比すれば其步武を進むると甚だ緩慢なりと謂はざるべからず今試みにその緩慢なる原因の一二を說かんに一、本邦の蠶絲家は學理應用の思想に乏しくして舊慣に安んずるもの多し二、本邦の蠶絲家は封建時代の遺傳性を有するが爲めか其規模甚だ小にして競爭の圍を形づくるも至小に失せり三、本邦蠶絲家の多くは協同の思想に乏しく各個孤立のもの多きが爲め容稅の異なると一般其思想に其業務に又區々齊一を欠き譎に絲に區々雜駁の弊なきを免れず乃ち以上揭ぐる所の諸弊を除かざれば到底伊、佛、支等の蠶絲國と對峙して鹿を中原に逐ふこと能はざるなり畢竟是の如き諸弊あるものは之を芟除するの機關全く具備せざるが爲めなり何をか改良機關と云ふ曰く第一蠶業講習所の設備第二蠶種檢査法の實施第三生絲檢査所の設置第四直輸生絲に對する保護是なり

第一項の蠶業講習所は東京に一ヶ所あるも其規模甚だ小にして本邦唯一の物產たる蠶絲に對し未だ以て滿足すること能はず故に此中央講習所の規模を擴張して養成する所の生徒を增加し敎授する所の學科を高尙にし學期をも延長して出ては以て地方の巡回敎師たり地方講習所の敎授たるに耻ぢざる學問實業兼備の人材を養ひ氣脈相通じ各其取る所の方針を一途に出でしめ養蠶に製絲に日本帝國を聯通して一大團體たらしめざるべからざるなり

第二項の蠶種檢査法は現行規則のあるありて能く圓滑に行はるゝも其蠶種製造の原種檢査のみに止まり製絲用種に及ばざると其檢査法のコルナリヤ法に基けるが爲め既成の蠶種を檢査するの已むを得ざるを奈何せん之を事實に照らし之を經濟に徵するも既成蠶種の檢査に甘んずべからざるや明かなり故に一步を進めて種繭檢査の方法を設けしめ既成蠶種を廢物たらしむるの不經濟たるの弊を除き蠶種製造に適せざるものは之を生絲の原料に充てしめ一擧兩得の策を施すと同時に健全無毒の蠶種を邦內に普及せしめざるべからざるなり

第三項の生絲檢査所は伊、佛、支、米等の蠶絲國孰れも備はらざるなし而して多きは數十ヶ所少きも一二ヶ所を下らず總べて賣買業者の依頼に應じて水分の檢査即ち生絲の正量試驗、纖度の檢査即ち生絲の細大試驗、强彈二力の檢査即ち生絲の强さと伸びとの試驗、護謨質の檢査即ち生絲の練耗り試驗の如き各項に付き其望みに應じて正確なる檢査を行ひて檢査證明書を交付して以て檢査所の責任を明かにし賣買兩者間の紛紜を絕ち見本にて最も穩和に最も圓滑に賣買をなさしむるに必要缺くべからざるの機關たり我橫濱蠶絲賣易市場の如きは一種異例の存するありて現時外商の爲めに無慮三百七八十萬圓の損失を被ふれり漸次是等の弊習を打破し本邦當業者の利潤に歸せしむるには必ずや本所設置の要あるを信ずるなり

第四項の直輸生絲に對する保護に就ては從來諸說紛々として一に歸せざりしが兎に角之を保護せざるべからざるの必要は目下に迫れるが如し何となれば我蠶絲の勁敵たる海外の蠶絲國即ち伊、佛、支、

西等の如き皆斯業の發達に熱中し佛國の如きは現に昨廿五年度より向ふ六ヶ年間を期し以て蠶絲奬勵法及蠶絲關稅の新案を布くに至りたれば我輸出蠶絲に影響を及ぼすや大なり佛國が去る廿五年二月より同十二月に至る十一ヶ月間に蠶絲業者に下付したる奬勵金の總額は我貨幣に換算し二百四十一萬三千餘圓の巨額に上れりと云ふにあらずや蠶繭に製絲に發達せざらむと欲するも得べからざるべし且内には熟練なる技藝者あり精を盡し巧を極めたる完備の製絲機械あり彼等國民は此保護の下に於て彼等が特有の技能を活用せば年を期して伊を凌ぎ支、西其他を壓して勢日本生絲にも亦其餘響を及ぼすに至らざるを得ざるなり故に余輩は是等競爭の諸國と對峙せむが爲めには先づ以て本邦直輸の生絲に向つて之に應するの保護を與ふるの必要あるを感ずるものなり而して之を保護するの最も容易にして且爲し易きは直輸生絲に對する海關稅を免除するにあるならむ

以上陳ぶるが如き緊急なる事實あるにも拘はらず我帝國議會は既往四ヶ年間に於て何事をか爲す或は蠶業問題を提出せむとし或は已に提出して否決せられたり而して第五議會も亦是等諸案の提出を見るに至りしも停會及停會遂に解散の不幸を來すに至れり故に余輩の希望は一も成る無くして廿六年を送り茲に廿七年を迎へたるも舊時の企望は年と共に新ならずして依然たること故の如し否一年を加ふる毎に愈よ其希望を增長し感慨益す深く天を仰ぎて大息するのみ吁嗟一喜一憂は人生の已むを得ざる所なるか聊か記して以て歲首の詞に代ふ

## ◎蠶絲貿易の沿革と希望

第二圓大集會演說

横濱　大日本蠶絲會賛成會員　橋本重兵衛

段々御高說を承りまして、最早時間も御座りませぬさうですから、早ばしりに御話致ます、扨御話致ますする演題は蠶絲貿易の沿革と希望と申しますので、之れに就ては天保元年からの調べが御座ります、天保元年が最も絲の廉い年であつて九貫目に付き二十六兩、夫れから段々と上つて天保十一年には六十六兩まで飛び上りました、此高價になつた原因は信州松本の藥鍾屋市野右衛門といふ人が全國の蠶絲を買占めたからである、仝十三年には水野越前守が絹布着用の禁止令を發したるため一時に二十八兩に下つた、そこで安政六年五月迄の平均直段は四十二兩一貫百六十文で御座りました、一兩を目下の錢に換算しますときは一圓四十五錢に當る、然るときは右平均直段は今の六十一圓零六錢八厘となります、明治元年より二十五年に至る二十五年間に於ける蠶絲輸出平均價格は百斤に付き五百九十二圓五十錢、九貫目を五十五斤半として三百二十八圓八十三錢七厘五毛、之を貿易開始前三十年間と比較しまするに、昇騰したること五倍三分八厘であります、そこで天保年間に於て米價は一石に付き平均一兩二朱、之を現時の價格に換算すると一圓六十三錢一厘二毛五才に當る、當今の米價を平均一石に付き七圓と見做し相比較するに、當今の米價は三倍二分九厘一毛餘の昇騰を示して居るです、個樣なる次第であるから、矢張どうしても養蠶をするに越すことはない、そこで今どうしても養蠶で無ければ

ならぬといふ所の理由を申上げますが、先づ我百斤に付ての輸出一ヶ年平均直段を見るに、此明治元年には僅に五百五十五圓五十錢の價したもので金高六百六十六萬兩、夫から翌年が非常に高くなつて、七百九十六圓三十錢に增し、三年が六百二十三圓四十錢、四年が五百三十五圓三十錢、個樣なる風で、九年以前の廉いのは明治八年にして全年は四百五十九圓に落ちました、然るに其翌年の九年に至ると頂上が一千二百圓でありました、其年の平均直段は七百六十二圓、爲替相場が幾らかといふと、今日と反して金貨を百三圓渡さぬと百圓の銀が買ふことが出來ぬ時代にして、謂はゆる爲替相場のために受けたる一大變動と申すべきものである、又夫れはどうかといふと、西曆一千八百六十五年に米國南北戰爭のため伊佛の生絲は相場が一基百十七法（キロフラン）、仝六十六年には普魯西墺太利の開戰ありしために百四法迄に下落し、六十七年には百十五法に上ぼり、仝六十八年即ち我明治元年には水平となり百二十五法であつたが、此年の最高點は百三十五法、夫れから仝六十九年即ち我明治二年には百二十法に低下した、此年普佛の間に戰爭起り、是がため漸次九十五法迄下つた、九年に至つては百二十二法迄上つた、然るに今日の相場を以て右の下落せるときと對照するに、今日は夫れよりか一層衰へて六十二法より五十二法に下りました、而して養蠶の運命は果して此邊に落着くかといふに、私は斷じて高くなると思ひます、之れを說明するに先だち目下日本に大影響のある爲替の變動を一言したいと思ひます、此以前私は日々新聞で此沿革を書いたことが御座りますが、明治にならぬ以前の四十五年は、即



ち明治になつての七十五錢に當るのです、昔の二分が今の五十錢、斯う色々動いた、此の調べたるものがあるが、今日は夫れを持つて來なかつたから分からぬが、銀貨の下落は何（ど）時から起つたかといふと、明治四年から起り、八十五錢といふ價がありまして、夫れが一圓といふ價に復へり、夫れから段々と進んで十四五年には一圓八十錢迄に上つた、其變動に付ては御話が餘り長くなつても宜しく無いから精しくいひませぬが、そこで外國爲替は、明治七年前には百圓の金貨を以て銀貨百圓に換へて居りましたが、其後十二年から段々其變動を甚だしうするに至り、其平均が仝年は九十六弗、十三年が九十五弗、十四年が九十三弗、十五年が九十二弗、十六年が九十一弗、十七年に至つて九十弗、十八年が九十二弗、段々下つて來て二十四年には八十五弗、二十五年は七十七弗でありました、そこで追々蠶絲業擴張の運を開いたのは、明治九年が實に初めにして、其輸出額一千三百萬圓、十年になると九百八十萬圓、十一年が八百四十七萬圓、十二年が一千零九十五萬圓、十三年が八百八十八萬圓、十四年が一千二百萬圓、十五年が一千八百萬圓、十七年になつて稍や減縮し、十八年が一千四百萬圓、又十九年より次第に擴まつた、二十年になつて二千百萬圓、二十一年が二千七百萬圓、二十二年が二千八百萬圓、而して二十三年は亞米利加で銀の買占めありしため御承知の通り金銀の大變動を生じ、其年には大不景氣で日本絲の輸出高は一千六百萬圓に減じた、二十四年は三千二百七十二萬圓、昨年は養蠶が不作のために三千九百十五萬圓、當二十六年はどうか知らぬが、春蠶秋蠶共に景氣が宜しい

といふことなれば隨分増すと思ひます、又明治十一年以前は金銀間の價一定不變の割合を保ちて、金銀貨といふものは、一圓に付ての量は金貨二十五グレン二五、銀貨四百十六グレン、即ち金一匁に對し銀十六匁五分九厘四毛强に當り居るものにして毫も高低異同が無かりしが、年々其變動の著るくなると共に、二十六年度の如き其交換相塲は、金六十五圓を以て銀貨百圓に換へるやうな勘定になりました、丁度金貨六十五錢(十六グレン四二五)が銀貨一圓(四百十六グレン)、即ち金一匁に對し銀二十五匁三分四厘七毛に當る如き隔たりを生じました、そこで世人の知る如く、歐羅巴及亞米利加の諸洲は金貨が本位であつて、本邦は銀貨が本位である、だから銀の低降するに從つて我生産物の購買價格を減ずるものである、故に金貨本位の諸洲に向つて益す輸出を盛にし、之に反して輸入物品は減縮する都合である、されば本邦に向つて銀の流れ込み來るは、恰かも水の下れるに就くが如き有樣であつて、如何に支へむとしても勢ひ支へることは出來ませぬ、就ては此際當業者は全力を注いで殖産を振作し、本邦の資力を豐裕ならしめなければなりませぬ、今其實例を擧ぐれば、二十三年九月十五日より仝月二十日に至る間の日本銀行の正貨準備金は金貨及金塊が二千四百九十九萬五千二百四十四圓、銀貨及び銀塊が二千零三十四萬二千七百五十三圓、合して四千五百三十三萬七千九百九十七圓なりしに、二十五年三月二十七日から四月一日に至る準備金は幾らかといふと、金貨及金塊が二千百八十萬六千二百圓、銀貨及び銀塊が六千四百十八萬六百二十五圓、合して八千五百九十八萬六千八百二十五圓、そこで二十三年度より二十五年度に於て正貨の増殖したることは四千零六十四萬八千八百二十八圓、即ち八割九分六厘餘増加して居る、而して米穀の收穫高も、明治十三年度が三千百三十五萬九千二百二十六石、仝十四年度は二千九百九十七萬千三百八十三石、仝十五年度は三千零六十九萬二千三百二十七石、總計九千二百零二萬二千九百三十六石、此平均高は三千零六十七萬四千三百十二石、二十五年度の收穫高はどうかといふと、四千百二十七萬八千九百五十六石、前の三ヶ年平均高より二十五年度に於て増加したることは、千零六十萬四千六百四十四石、即ち三割四分五厘七毛増加して居る扨個樣なる次第であるが此後はどういふやうな風になつて來るかといふと、此の事を一寸譬へていへば、今此處に濠を掘り掘つたばかりで未だ水を入れずに居ると同じやうなものです、今日迄は濠を掘つたに違ひないが、未だ水が無いのである、されば今日以後は其水なる金、即ち歐羅巴、亞米利加より金を入れることをしなければならぬ、實に明治初年以來、我邦蠶業の盛衰及米穀收穫の増減等を調べるに、其間多少勉張はありまするが歸する所は段々盛になつて往きつゝある、昨年以來就中銀貨の暴落が我輸出を奬勵し、從つて本邦の資力實權をして益す豐饒ならしむるの端を發き、爲めに前述の如く著るく我正貨準備額は増進しました、此事は實に國家の慶祥である、是を以て觀ても今日我蠶絲事業は幾らか盛運の域に達したことが知れる、されば之をして唯成行きに放任して措いては決してならぬ、愈よ益す奮勵興起することをしなければならぬ、そこで今日隨分有爲の技術腕前を具ふる製絲

家もあるが、其人達も何分其資力の乏しきために、未だ十分其驥足を伸ばすことが出來ず、纔に從前より傳來の範圍内に躊躇して居る、併しながら漸次本邦の資力實權が十分に備はり、金の融通も亦自在になつたならば十分なる事が出來ませう、夫れで愈ゝ進むで精巧なる器械を備へ、完美の良蠶を多量につくつて、以て我工技上の名譽を揚げたならば、名譽を揚ぐると同時に其價格に至ても、亦昔日に倍するやうになると思ひます、そこで是の如くにして銳意怠らぬときは、必ずや幾年も經ずして其生產高は、正に十五萬捆に達するのは掌を指すよりも明らかなることである、處で今日貿易の市場には、從來の惡習慣が存して居り、是が爲め肝要な商權は四五の居留外人の掌握する所となつて、而して我内商は唯一時の偷安を希ふて、少しも之を改革するの勇氣が無い、又毫も自信自重の精神が乏しいやうです、就中生產增殖の機關が不完全である、從つて是より益す成達さすべき美產をして空しく衰頽に歸せしめんとするである、是に至つて内商の罪も亦大なり云々と迄極言したる者もあるのです、そこで局外の刺戟は已に是の如くであるが、當業者に於ても夢を醒まし、大に反省する所あつて、進むで自ら商權回復の事に力を盡しましたならば、必ずや早晩一新の時があるべき事と信じまする、現に蠶絲取引所、及檢査所の必要を說き、已に帝國議會の議題に迄上ぼらしめたることを見ても、時論の歸する所を察するに足る、そこで又此生絲を製する器械は、成る丈け善良な物を撰ばなければならぬ、何程良い生絲をつくらふとしても、其道具が惡くては決して上等の生絲をつくることは出來ませぬ、生絲の商買を此後迚も、横濱の賣込商が外人の手に委ねてやるやうなことならば、決して我蠶業の發達進步は見ることは出來ませぬ、此事に就ては私は昨年少し調べたことがあつて、其調物を諸方に配り、又各銀行にも配つたが、今十分に夫れを御話すると大分時を要するから、少し御話します、夫れは外ではありませぬ、外人が目方を減らすことである、御承知の通り生絲は大變水分を含むで居る物品である、處で夫れを檢査するといつて、無闇に其絲を風通しの宜しき檢査庫に開包し置き、然る後目方を改むることを常とする故に、悉つかり乾燥室に入れた如くになる、生絲は水分を含み居ること百目に付き十一匁である夫れを個樣な事に取扱ひをするがため耐まるものでは無い、是が爲め十萬俵に對し少くも四五千俵は目に觸れざる損失に歸するは無論である、又一圓から以下の端錢は勘定を拂はず、一斤以上の生絲の代金は拂はぬといふ商館もあるが、皆さむ何處の國に左樣な不條理な事が行はれるのでありませうか、實に以ての外と謂はなければならぬ、就ては之を矯正することは一時も忽せに出來ない、即ち取引所を置かなければならぬと思ふのです、そこで又當今外商が檢査をする實際を目擊するに、商館の者に能く生絲を見ることが出來ぬ、依て其檢査人を置く、其檢査をするに付て一圓を請求する、夫れのみならず目方の檢査として支那人を抱へて居る、其爲めに亦千分の五を徵收する、故に兩方の檢査料を合すれば百圓に對して一分五厘、即ち輸出高より割出せば五十七萬圓丈け日本商人が詰り取られ損となるものである、然るに五十七萬圓は我手から拂はぬから自分の損で無

いやうに思ふか知らぬが、決してさうでは無い殘らず眷負ひ込むで往くのです、夫れ故に是非共是は生絲の檢査所を興し、取引所を設けなければならぬ、此に就ては昨年來幾多有志の贊成を得て、檢査所を置かなければならぬ、取引所を建てねばならぬといふ方向になつて居るのです、個樣なる次第であるが、要するに前御話致した通り、どうしても從前よりの悪弊をばオッ拂ひ、取引所を設け、檢査所を置かなければ、決して生絲市場の本場となることは出來ぬです、今日は實に濠を掘つて水を注ぐ所迄は出來て居るので、此先きは唯最う水なる即ち金を溜めるのみである、銅貨でも銀貨でも何でも澤山取るといふ風にしなければならぬ、單に金貨のみといふやうにしては出來ぬ、譬へば彼の漁獵をするに、鯛と比目魚のみといふやうにしては決して多くは取れぬ、蛸でも蝦でも其這入つて來るものを取るやうにすれば澤山取れる、其取れる道は今日已について居るのであるから、是より互に奮つて積極的に進むで取入れることをしなければならぬと思ひます、どうか皆さむに此事を希望するので御座ります清聽を瀆しました（大喝采）

## ◎寄書

### ◎新潟縣蠶況餘聞

新潟縣　大日本蠶絲會通常會員　横田長太郎

吾新潟縣に於ける蠶種の檢査は（原種檢査まで）是迄各郡蠶絲業組合に一任せるを以て是が爲め生ずる弊害は各郡の檢査率ね區々に出る是れ其一なり互に他の檢査に信を措ざる是れ其二なり各郡の情狀益す隔離し檢査上の規定までを異にし（例へば甲者は病毒歩合百分八を極度とし乙者は百分十四までを採用し丙者は病毒肉眼の兩者を檢し戊者は單に病毒を檢するのみなるが如き）整律すべからざるが爲めに縣令を以て其組合檢印なき蠶種は販賣飼育するを禁ずるの已を得ざるに至る是れ其三なり蠶種家は其煩冗と費用とに堪へざる是れ其四なり百端の弊害之に伴隨して生出す是れ其五なり

故に檢査の効利は弊害の爲めに沒却せらるゝが如き否却て害用さるゝが如き不幸なる奇觀を呈し當業者其弊に苦しみ檢査法の改善を説くもの漸く各地に起りしが客冬通常縣會に於て三千圓の地方費を以て縣下に十四ヶ所の檢査所を設け一定の檢査法を以て縣廳之を直轄施行せんとする理事者の提案は殆ど滿場一致を以て可決確定せらるゝに至れり洵に斯業上一慶事たりと謂ふべし

思ふに理事者は遠からず檢査規定施行細則等を制定發表するとならん其如何なる方法が如何に施行さるべきやは當業者の皆延領して知らんを欲する所なり蓋し蠶種檢査實際の効能は其施行方法の如何によりて大小優劣の差なき能はざるを以てなり設令檢査其者は如何に善事たるも施行方法にして其宜きを得ざるときは檢査改定の効果を期すべからざるを以てなり

今試みに同法施行後の情況を考察するに

(一)檢査料を徴せざるを以て無檢蠶種販賣の奬の幾分を減じ得べし

然れども今日蠶種家が殊に信州奥州の種商等が縣令制裁の自己に及ばざるを奇貨とし愚夫愚婦を欺

瞞し無檢査にて販賣する所の者は受檢の手數又は料金を惜むに非ず不良にして檢査に合格せざる恐れある者に多きとは無檢査にて販賣せる蠶種を求めて之を檢するに其大半は多毒粗惡にして廢棄に屬すべき者なるの一事にても明なりとす故に檢査料の免除は此弊を除く上に於ては其功洵に微少なるべし

(二)一度檢査を經たる者は縣下何の地にも販賣し得るを以て從來各郡毎に檢査を要するよりして生ずる弊害(販賣期日の後るゝと手數及間接の費用等を厭ふ等)を除き得べし

然れども之を既往の事實に徵せば此事或は已に百弊の岸崩を藏せるなきやを恐るゝなり次の項に之を說かん

(三)縣廳之を直轄し一定の方法を施行せば全縣の檢査必ず畫一に歸せん以て檢査區々の大弊因を除くを得ん

然れども此事や實に潛考すべき主要の點なり何となれば檢査の區々是れ實に今日の檢査法改善を要するに至れる遠主因たればなり而して此主因は今日の如く其方法の區々なるより來れるにはあらずして同一檢査法の下にありし疇昔に於て起れる事柄なるとを想察せば方法の一定は未だ以て檢査成蹟の一定に出でんとを望むべからざるは睹易きの事とす是れ果竟能く統一管理するなきによるべきも然れども亦檢査法其者の性質上然らざるを得ざる者あるによるか夫れ然り檢査成蹟の區々は今日の實情に於て免かる可からざるのとにして而も往々意表に出るとあり若し既往の事實之を證するを得ば檢査上の數多きに從ひ此弊は愈よ益す多く且つ大なりとす種商が老練なる奸黠の詐術其曲慾を逞ふする者亦實に茲に在りて存す而して一度檢査を經たる者は全縣何の地にも販賣し得るに至れば此弊害は更に數層の便利を得て行はるゝに至るや明なり

然るに縣會は現時と等しき多數の檢査所を設けんとする理事者の案に滿足せず更に數多き小檢査所の設立を望み其方針により議決せり是れ方法の異なる爲めに生ずる檢査の區々と檢査結果の區々とを同一視し而して檢査の區々より生ぜんとする弊を除かん爲めの手段と檢査の普及を計る爲めの方法とを混同せるにはあらざるか余輩は憾む二兎を逐ふて一兎を得ざるに至るなきやを

(四)檢査上に行はれたる情弊は大に之を減殺するを得ん

(五)地方に由り多く行はるゝ手種なるものは是より減ずるを得ん

蓋し檢査法改定は此手製蠶種なる者を若干時の後には必ず廢絕せしむるの効力あるを要すべきなり元來手種なる者は養蠶上種々なる點に於て不利益あるは言ふを俟たざる所なるにも拘らず或部分に於ては今尙ほ盛に行はるゝを見る是れ古來の因襲に出づべしと雖も抑も亦不正蠶種の横行甚しきを以て彼等は其害を免かれんとする情切なるによる何となれば彼等養蠶家の多くは信依すべき蠶種家を有せず又既製蠶種に就て良否を識別するの能なし而して明年養蠶結果の良全ならんとは繭其者の上に就て自ら鑑別するを以て最も便利なる方法なりと信ずればなり種繭の賣買盛に行はれ時に狂高の價を保つあるは是が爲めなり然れども不幸にして此法は往々不測の過害を惹き起し彼等を困頓せしむるとあり徒らに出來上り又は撰り扱きたる繭の上に就て皮想の談判を立すに過ぎざるを以て這般の患を來すあるは當然の結果と謂ふの外なきなり

余曾て此慣習最も多き地方に於て之を檢査するの機を得略觀察し得たる所あり彼等は實に未だ實驗せざる者の信ぜざる程の粗惡なる蠶種を有し之より生ずる蠶の必ず眞全に結果すべきを信じて疑はざる者の如く然り而して未だ曾て他者に向て要せることなき程の注意と熱心とを盡くし之を寶玉視す却て知らず寧ろ瓦礫に等しき者なることを然れども近者連年の不作は彼等を恐惑困弊せしめ一層確に結果すべき蠶種を前知せんとに汲々す是を以て彼等は皆先を爭ふて檢査を請求し（從前は手種を檢査せると殆どなかりき）且特に丁寧に檢定せんとを希望せざるはなかりき縣下蠶絲業の中心と稱せらるゝ北魚沼郡に於て擡立つる所の手種は一萬五千乃至二萬枚なる可しと云ふ是れ豈當局者有志者の傍觀し得べきものならんや檢査法の改定は之を改良すべき端緒を開きたるものと謂ふ可し

(六)粗惡蠶種の行はるゝより被ふる斯業の不利益は之を除くを得べし

顧ふに檢査のことは爾來一層嚴密に行はるゝに至るのみならず其規定の上に於ても必ずや粗なる蠶種を容るゝの地を狹縮するに至るは勢の然らしむる所たり然れども幾分の蠶種家は否寧ろ其多數は多少の困難恐慌を惹起すや疑ひなし何となれば近年檢査の稍魂緩せるの傾きあるが爲め現時行はるゝ所の粗惡蠶種は曾に故意に不正の所爲をなす種商に由りて行はるゝのみならず正實なる蠶種家と雖も不知不識の間に病毒の襲擊蔓延を受け居る者少しとせざればなり別言を以て之を云へば是等多くの蠶種家は自己と甚だ隔懸して改良進歩せる他の蠶種家と同一に俄に歩武を進めざるを得ざるを以て多少の困難恐慌は遂に免かれ得ざるなり是れ曾に蠶種家の困難なるのみならず之を實施する上に於ても亦意外の障碍或は其前途を遮ぎるに至るは瞭然たり

之を要するに當今蠶種上に行はるゝ病患を救除せん爲め設けられんとする檢査法は今日の情勢能く全躰に適合せしむると能はざるより實施上往々困難を感ずるとあるのみならず其方法の如何によりては當然除き得べきの弊害を存し或は生じ又免かれ得べき困難をも受くるに至るべく縣會議決の方針已に其疑ひを起さしめずんばあらず然れども其全躰に於ては從前に比し優ると萬々なるを以て其効果は決して鮮少ならざる可しと信ず

## ●統　計

### ◎十一月中生絲屑物輸出數量元價及收稅統計

| 種目 | 數量 | 元價 | 收稅 |
|---|---|---|---|
| 生絲 | 五八九、八六三斤 | 四、一三〇、四二六、四一〇円 | 一四一、八四三、一一四円 |
| 撚糸絲 | 一八四、五六二 | 一六七、五七三、七二〇 | 四、四五〇、八六六 |
| 屑絲 | 七七、七九六 | 四一、〇五三、五五〇 | 五六二、六七一 |
| 空繭 | 三七、八七五 | 三九、八〇七、〇〇〇 | 八五二、四九二 |
| 屑繭 | 二〇、三八五 | 四、四三三、二〇〇 | 一四七、四八二 |
| 眞綿 | 一〇 | 二六、一〇〇 | 六八〇 |
| 屑眞綿 | 六、〇〇〇 | 七、八〇〇、〇〇〇 | 三九〇、〇〇〇 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 蠶卵紙 | 三、一二一 | 三、七三二、五〇〇 | 七五、二六七 |
| 合計 | 九一九、六一二斤<br>三、一二一枚 | 四、三九四、八五二、四八〇 | 一四八、三二二、五七二 |

## ◎十一月中絹布類輸出數量及元價統計

| 種目 | 數量 | 元價 |
|---|---|---|
| 羽二重 | 二一、四八七反 | 三七六、六五三、六三〇円 |
| 他の諸絹布類 | 六、四二八 | 五七、一八三、三四〇 |
| 絹綿布類 | 一、五二五 | 一四、一四三、一七〇 |
| 絹布手巾 | 八六、五七〇打 | 二〇五、六八七、〇三〇 |
| 絹製品類 | —— | 二二、九五一、〇六〇 |
| 合計 | 二九、四四〇反<br>八六、五七〇打 | 六七六、六一八、二三〇 |

## ◎十二月中横濱生絲手合高同最高價格及外國爲替相場表

| 日 | 月 | 手合高 | 製絲場名 | 手合最高價格 | 倫敦參着 | 外國爲替相場 | 里昂參着 | 紐育參着 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一 | 五百五十四個半 | 信州信四社參櫓(太) | 七百三十五弗 | 二志四片 | 二法九十四參 | 五十六弗二十五仙 | 全 |
| 二 | 九百七十四個 | 武州長谷部參櫓(細) | 七百二十五弗 | 全 | 全 | 全 | 全 |
| 三 | 九百個 | 前橋天原社生繰 | 七百弗 | — | — | — | — |
| 四 | 九百〇二個 | 尾州小澤參櫓(手製)(細) | 七百五十弗 | 二志四片 | 二法九十四參 | 五十六弗二十五仙 | |
| 五 | 九百五十五個 | 勢州度會參櫓(細) | 七百八十弗 | 全 | 全 | 全 | |
| 六 | 四百個半 | 尾州犬山社參櫓(細) | 七百五十弗 | 全 | 全 | 全 | |
| 七 | 二百九十四個半 | 全上 | 七百四十弗 | 全 | 全 | 全 | |
| 八 | 四百六十一個 | 信州最信社參櫓(夏)(太) | 七百八十弗 | 二志四片八分ノ一 | 二法九十五參 | 五十六弗五十仙 | |
| 九 | 三百八十六個半 | 甲州草瀬社參櫓(細) | 七百三十五弗 | 全 | 全 | 全 | |
| 十 | 百三十四個 | 上州碓氷社生繰 | 七百五弗 | — | — | — | |
| 十一 | 六百七十五個半 | 美濃金鄙社參櫓(細) | 七百五十弗 | 二志四片 | | 五十六弗二十五仙 | |
| 十二 | 三百九十個半 | 信州松城館參櫓(太) | 七百八十二弗 | 全 | 全 | 全 | |
| 十三 | 五百十五個 | 羽前多勢組參櫓(細) | 七百八十弗 | 全 | 全 | 全 | |
| 十四 | 三百十一個半 | 羽前長谷川參櫓(細) | 七百八十七弗半 | 全 | 二法九十四參 | 五十六弗 | |
| 十五 | 二百八十三個半 | 羽前日渡ヶ參櫓(細) | 七百六十弗 | 全 | 二法九十三參 | 全 | |
| 十六 | 三百五十五個 | 羽前多勢組參櫓(細) | 七百八十七弗半 | 二志三片八分ノ七 | 二法九十二參 | 五十五弗七十五仙 | |
| 十七 | 休 | | | | | | |
| 十八 | 八百七十個 | 備中青備參櫓(細) | 七百九十弗 | — | — | — | |
| 十九 | 七百七十二個半 | 信州最信社參櫓(細) | 七百九十弗 | 二志三片八分ノ七 | 二法九十二參 | 五十五弗七十五仙 | |
| 二十 | 四百九十個 | 甲州鑛谷社參櫓(細) | 七百七十弗 | 全 | 全 | 全 | |
| 廿一 | 七百四十六個半 | 羽前長進社參櫓(細) | 七百六十弗 | 全 | 全 | 全 | |
| 廿二 | 八百四十二個半 | 長州江南會參櫓(細) | 八百弗 | 全 | 全 | 全 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 廿三日 | 七百八十七個 | 常州石岡器械(細) | 七百七十弗 | 二悉三片四分ノ三 | 二法九十一巻 | 五十五弗五十仙 |
| 廿四日 | 二百二十六個 | 三州鷲嶋社器械(細) | 七百五十弗 | — | — | — |
| 廿五日 | 百五十五個 | 信州本六工社器械(細) | 八百弗 | 二悉三片四分ノ三 | 二法九十一巻 | 五十五弗五十仙 |
| 廿六日 | 百二十八個 | 筑前宗形器械 | 七百三十五弗 | 仝 | 仝 | 仝 |
| 廿七日 | 九十一個 | 美濃郡上製絲器械 | 七百五十弗 | 仝 | 仝 | 仝 |
| 廿八日 | 二百〇七個 | 備後三次器械 | 七百五十弗 | 二悉三片八分ノ五 | 二法九十巻 | 五十五弗二十五仙 |
| 廿九日 | 三百九十二個半 | 尾州金星社器械 | 七百四十五弗 | 二悉三片八分ノ三 | 二法八十八巻 | 五十四弗七十五仙 |
| 三十日 | 八十九個 | 武州改眞原社器械 | 七百三十五弗 | 仝 | 仝 | 仝 |

〔備考〕前月即ち十一月の下旬より絲況は稍や活氣を呈し本月に入りては諸館共に漸く買氣立ちしも望み品は賣控へ强氣張るより自然取引少かりしが中旬に至りては優等品は品拂き爲めか漸次買氣組あり普通細器械も割安ながら徐々と賣行けり歳末に際しては品により直段も五七弗上りたるが人氣は賣濫りにて終れり而して二十九日に於ける市中の在荷は二萬六千零六十個半にして二十五年仝日の在荷一萬二千四百四十二個に比すれば多きこと一萬三千六百十八個半なり

## 問答

### ◎桑樹病其他に關する質問

岡山縣　大日本蠶絲會員　妹尾稻城

(一)桑樹に白き粉を附着し俗に桑虱と稱する者樹木に滿殖し自然に桑樹を枯死せしむ余是迄種々の方法を以て豫防せしも其効なし仍て其豫防法を問ふ

(二)大樹の本の桑樹葉を蠶兒に給與すれば光澤に害ありと云へり若し害ありとすれば其所以を問ふ

(三)二三眠后より蠶兒少しく弱なるか或は發病せるとき芝を蠶室にて焚けば治るとあり芝は蠶兒に如何なる効あるや又此物は害なきや

(四)框製原紙製造法及其檢査法を問ふ

(五)空頭蠶、縮蠶、腹結蠶、瀉蠶、膿蠶、光蠶等の發病蠶の治療法を問ふ

大日本蠶絲會技藝委員　芝山宗太郎

### 答

(一)桑虱の發生する地は概して空氣の流通宜しからざる處に多し故に成るべく空氣の流通を計るを以て豫防の第一とす然れども既に發生したる後は生石灰を水にて溶かし水鐵砲の類にて該蟲の群集せし部分へ注射するか若くは藁或は割竹を長さ五六寸計に切り束ねたるものにて該蟲を擦り殺すを良とす

(二)大樹の下に栽植せし桑葉は日光と空氣の感能寡きが爲め其發育十分ならず故に之を蠶兒に給するも滋養分寡くして絲質の美なる點を得ること難し

(三)蠶室内に於て芝を焚くときは蠶兒に害あるも効なきものとす何となれば芝の臭氣は蠶兒の避忌するものなればなり

(四)框製蠶種を製せんには種紙(卵を産付ける紙)の上に區畫を爲したる框或は竹の切輪を置き其框内に毋蛾を容れ

て產卵せしめ而して其母蛾及蠶卵區には同附號を記し置き後ち其蛾を顯微鏡に照して微粒子毒の有無を檢査し有毒なるときは其產卵區を廢棄するものとす

(五)既に蠶病を生じたる後は恐らく之を治するの方法なからん故に健全無病の蠶種を撰び勉めて飼育法に注意し以て未發に防ぐを良とす

## ◎苛性加里用量に付質問

德島縣　大日本蠶絲會員　小林保太郎

顯微鏡的微粒子病檢査に用ふる苛性加里は蠶卵に對しては水幾倍を以て稀薄にし又蠶蛾には水幾倍の割を以て稀液にすれば最も適當なるものなるや

### 答

大日本蠶絲會技藝委員　芝山宗太郎

余の經驗に據れば蠶種の檢査に用ふる苛性加里の溶液は蒸餾水四十五匁乃至五十匁に對し一匁の苛性加里蠶蛾の檢査には五十匁乃至六十匁の蒸餾水に加里一匁の割合を以て溶解したるものを適當となす

## ◎外國爲換相場及其換算法に關する質問

新潟縣　大日本蠶絲會員　五十嵐惇爾

(一)參着とは如何なる意味なるか

(二)假令ば巴里參着二法九十四參の爲替相場なるときは則ち我銀貨一圓に付きての價なるべし然らば之を換算して佛貨の一法は日本の何拾錢に當るやを見るには如何すべきや

(三)銀貨相場の高低は畢竟金に對しての比較なるべし然らば金貨は始終如何なる價位を有するものなるや且其價格は一定不變のものなるや

(四)爲替に倫敦參着四ヶ月拂何々とあるは其代價を其月に拂ふによりては幾分か價に高下あるものなるや

(五)日本にて生絲九百弗なるときは金貨に換算せば如何なるや但爲替相場は二志四片八分の一として

### 答

大日本蠶絲會技藝委員　橋本重兵衛

(一)參着とは最初取組銀行即ち我國より米國に取組むものなれば正金銀行或は他の外國爲替取組銀行に就き其爲替金額に對し當時の金利に準し五朱より七朱迄の利子を見積り凡三十日間の日數を以て該期日内彼國參着次第取組先に於て現金を受取るものを云ふ但し佛國等歐洲諸國なれば爲替案内郵送日數多きを以て凡そ六十日間を見積る可し

(二)倫敦參着及巴里參着は共に我銀貨壹圓に對する相場にして紐育參着の爲替は我銀貨百圓に對する相場を示したる者なり故に英佛の爲替は其相場を以て一圓を除し米國爲替は其相場にて百圓を除するときは各一位の相場を得べし今一例を以てせば其比較は左の如し

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 倫敦參着 | 我銀貨一圓に付 | 二志三片八分ノ三 | 一志に付 | 我四十參錢八厘 |
| 巴里仝 | 仝 | 仝 | 二法八十六參 | 一法に付　我三十四錢二厘 |
| 紐育仝 | 仝 | 百圓に付 | 五十四弗四分ノ三 | 一弗に付　我一圓八十四錢 |

(三)銀貨國より見るときは常に金貨の異動するを認むと雖金貨國より見るときは之に反し銀貨の常に異動するものなるを認む可し故に主客の別に仍て其位地を轉ずるものと云ふ可し然りと雖も千八百七十九年佛國に於て世界に於ける金貨の價格は壹基に付三千四百四十四法四十四參と定めたり是に於

て始めて各國此價格に準據する事となり現に今日も實行しつゝあるなり

(四)限月爲替にして期月前に受拂するときは其爲替金額に對し年四朱の利子を計算して割戻するものとす又限月爲替と參着爲替との價格の差違は英國爲替にて一ヶ月毎に八分の一片宛の割合を以て增減するものとす例へば英參着三志四片八分ノ一なるときは參着後一ヶ月渡は三志四片四分ノ一又二ヶ月渡は三志四片八分ノ三となるものとす

(五)生絲九百弗の價格を金貨に換算せんとする時は當時の爲替相場即ち今日なれば五十四弗を以て九百弗に乘すれば四百八十六弗と云ふ金貨に對する價格を得るなり又爲替相場六十弗にして九百弗の價格なれば金貨に對しては五百四十弗なると前記の割合に同じ

## ◎伊東忠三氏の節溫器に付ての質問

長野縣　大日本蠶絲會報第十八號雜報内に溫煖育の一進歩と題せる伊東忠三氏の發明に係る溫煖育輕便器械は何々を以て製造し又何火を用ふるか願くは詳細の説明を得たし

大日本蠶絲會技師委員　高橋信貞　大日本蠶絲會員　中島波之助

答

伊東忠三氏發明の溫煖育用節溫器は名を節溫燈爐と謂ひ眞鍮板若くは亞鉛板等を以て製作す而して燃料は石炭油を用ふ其大さは僅に一尺立方に過ぎざるも十五疊敷位の蠶室に一個を備ふるときは終始室内の溫度を均一に保たしめ得べく而して一分時間二十四立方尺の空氣を溫むるに足る又炭酸氣蓄積の如何を驗せんが爲め石灰水を盛りたる皿を新舊兩方を施したる室中に置くに舊法即ち炭火を用ひたる分は數時間に濁濁を生じ顯然たる炭酸石灰の反應を呈し新法の分は一晝夜を經るも其兆候を見るとなく而も其十二時間の點火費僅に三錢を要するのみなりしと云ふ又之を坐繰製絲に用ふるときは終始平均の溫度を保ち繭に霉過ぎ煮不足の患なく生絲の色澤品質も亦一樣なるを得るの利益ありと云ふ寔に賞贊すべきの考案なり宜しく効益の如何を實驗せらるべし

# ●外報

## ◎米國へ輸出せる生絲雜駁品調査

前季節中本邦より米國へ輸出せる生絲中の雜駁品種に關し紐育駐在帝國總領事島村久氏より其筋へ左の如く報告ありたり

農商務大臣の下問に對する答申書

前季節即ち昨年二十五年の秋より當年の夏迄の間本邦より米國へ輸入せし生絲の中雜駁の品種甚た多かりしことは最も明白の事實にして本年一月以降當國の機屋に於て苦情百出せり隨て從來日本生絲を愛顧せし機屋に於て次期節に於ては或は一轉して支那絲若くはベンゴール絲等を使用するに至るも測り難きの傾向あるに依り本邦の製絲家は須らく猛省して精良の生絲を製出し米國市場既得の位置を失墜せさらんことを務むへしとは本館に於て爾來月報及週報を以て屢〻報告して止まさりし所

なり

**雜駁生絲の原因**　抑〻前季節我生絲の品質精良ならさるもの多かりしは蓋し製絲家に於て絲價の好況に乘し製絲を急にし製法の如何を省顧せさりしに基因すと雖も昨年の成繭は較〻不良にして上等の製絲に適當せさりしもの多かりしは實に其原因なりと謂はさるへからす加之輸入絲商に於て需要の隆盛に際し多量の取引を競爭し爲に其精粗を撰擇するの暇なく遂に多額の雜駁絲を輸入販賣せしを以て米國絲市に於て我生絲の雜駁品種多かりしは自然の結果と謂ふへきのみ但し或者の説に横濱在留外國絲商中佛國へ輸出する絲商は積年の經驗に富み品種の撰擇自ら精密なるの傾向あるに反し米國へ輸出する絲商に至りては絲業上の經驗に乏しき者多く隨て絲質の精粗を識別する甚た粗雜に失するの弊習を免れ難しと是れ亦以て雜駁生絲の輸入を幇助せし一因ならん

**機屋苦情の原因**　貨物各〻價格あり粗精其價を同しくせらるゝは貿易の通則なり今當國の機屋に於て雜絲に對し種々の苦情を湧出せしは既に本館に於て屢〻報告せし如く米國に於ては機工の賃銀高貴なるを以て人工減省のため絹帛の製織は汽機に一任せり故に生絲の精粗に依り人工の增減を生し直接の利害を感する歐洲機屋の比にあらす加之前季の生絲中豫想外に雜駁絲の多きより再三之を精製するの費額は得失不償の結果を生したる狀況あり爲に我生絲に對し頻に苦情を訴ふるものゝ如し

**輸入商の商標代貼の原因**　輸入絲商に於て製絲家の商標を穢著し更に自製の商標を貼附するは怪しむに足らさる事實なり彼等の説に據れは横濱に於て生絲を買收せんとするや一箇の荷主より一種の生絲を買收し顧客の需求に應し得ること甚た難し故に數箇の荷主より數種の生絲を買集し自ら類似の品種を撰擇し始て顧客に向ひて輸送し得るものなれは自家の商標を貼附せさるを得す是れ全く絲質の一樣ならんことを認定するの正意に出ることにして他人の商標を模造する如き不良の手段にあらさるなり且つ夫れ雜駁絲の如きは絲商に於て取引の際機屋に向ひて之を明言し粗絲として賣却し濫に良絲と詐唱する如き卑劣の所爲あるにあらさるを以て機屋に於て絲商に對し決して苦情の聲を聞かさるなり

之を要するに前季輸入の生絲中品種雜駁なるもの多かりしは事實なりと雖も其細情に至りては絲商及機屋に於て口外するを好まさるを以て今同農商務大臣の下問に對する答報も亦實に隔靴の憾なき能はさるなり

### 第一問　商標種別及生絲の名稱

米國へ輸入の本邦生絲に附する商標の種類を枚擧すれは實に五百有餘種の多きに及へり但し當地當業者の商標帳簿多くは十有餘年保存せしものに係るを以て當商業者中其現在使用するものと既に廢棄に屬するものとを區別する能はす蓋し現在使用する商標は恐らくは二百有餘種なるへし其商標中重なるものを摘錄して之を内外商使用の兩種に區別すれは左表の如し



## 内國製絲家の商標

| 商標 | 製絲家 | | 生絲の名稱 |
|---|---|---|---|
| 鹿一頭 | 信州諏訪郡 | 開明社 | 機械製絲 |
| 龍頭鳥身の圖 | 同州上高井郡須坂町 | 俊明社 | 同上 |
| 獅子玉を押ふ | 同州松代 | 六五社 | |
| 白舞鶴 | 同州諏訪郡 | 白鶴社 | |
| 菊及扇子 | 同州北安曇郡 | 得信社 | |
| 地球儀の圖 | 同州伊奈郡 | 長信社 | |
| 金蝙蝠 | 同州諏訪郡 | 東鷺湖社 | |
| 蘭菊花三箇 | 同州同郡 | 鷺湖社 | |
| 雙龍擒玉圖 | 同州同郡 | 東行社 | |
| 稻穗及狐面 | 同州同郡 | 改良社 | |
| 金輪の中にHRの二字を寫出す | 同州同郡 | 平野社 | |
| 富士山登龍 | 同州同郡 | 龍上館 | |
| 蘭菊花一個 | 同州伊那郡 | 南信社 | |
| 林檎に絲框三箇 | 同州同郡高遠 | 明十社 | 機械製絲 |
| 松樹に鷹一羽 | 同州下伊那郡 | 鼎村製絲所 | |
| 米國金貨抱合せの圖 | 上野國北甘樂 | 精絲會社 | |
| 提手の圖 | 同上 | 同上 | |
| 輪内にKRの二字(金色) | 同上 | 同上 | |
| 開扇二本 | 同國 | 碓氷社 | 機械製絲 |
| 工女五名の圖 | 同國 | 同上 | |
| 雙蝶擒樹枝圖 | 同國前橋 | 精絲昇立社 | |
| 扇子の紋 | 同國富岡 | 製絲所 | |
| 桔梗の紋 | 同國勢田郡水沼 | 星野長太郎 | 機械製絲 |
| 籠中菓實の圖 | 同國 | 碓氷社 | |
| 鶴二羽 | 同國前橋 | 昇立社 | 機械製絲 |
| 冑の圖 | 同國同上 | 市村社 | 同上 |
| 旭旗二本及鶴一羽 | 山梨縣甲府 | 一鶴社 | 同上 |
| 製絲場の圖 | 羽前國置賜郡 | 米澤製絲場 | |
| 製絲場の圖 | 岩城國 | 金山本郷 | |
| 大列の圖 | 奥州白河 | 白清館 | 機械製絲 |
| 婦人の半身 | 岩代國福島 | 共同精造所 | 同上 |
| 馬首一箇 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 馬首二箇 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 馬首三箇 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 建物の上に銅像 | 近江國 | 住友製絲場 | 同上 |
| 一星の圖 | 京都府 | 製絲合資會社 | |
| 鵄二羽 | 三重縣伊勢度會郡 | 製絲傳習場 | 機械製絲 |
| 天人の圖 | 大分縣 | 蠶業原社 | |
| 三ッ輪 | 越前國勝山 | 精絲會社 | 機械製絲 |
| 美人旭扇を持つ圖 | 横濱 | 同伸會社 | 同上 |
| 旭扇の圖 | 同上 | 同上 | 坐繰製絲 |

## 外商の商標

| 商標 | 絲商の名稱 | 生絲の名稱 |
|---|---|---|
| 象を曳く圖 | 在横濱英一番「ヤヤー ナンマセソン」商會 同上 | 奥州繰返絲 甲州横横絲 |
| 馬丁荷馬を曳く | 同上 | 同上 |
| 熊の親子 | 同上 | 同上 |
| 雙龍玉を擁す | 在横濱「アリフサシ」商會 | 同上 |
| 鷲と小兒 | | 同上 |
| 馬の首 | 同上 | 同上 |
| 駱駝三匹 | 同上 | 同上 |
| 熊の首 | 同上 | 同上 |
| 赤龍二頭 | 同上 | 機械絲 |
| 雙龍擁玉 | 在横濱百九十八番商會 | 同上 |
| 雙獅擁日丸 | 在横濱「サイバール、ブレンクウルド」新九十番商會 | 同上 |

右は僅々數十種に過ぎずと雖も商標の漠然として果して何商社又は職業の使用に係るや當地に於て不分明の分は之を除却せり又當地當業者の輔導に記載せざるものは固より調査の途なき得ること難し當業者の說に據れば元來當地生絲商豈に機屋等に於て本邦製絲家の商標に對し大に重きを置かざるに似たり其絲由は商標同一にして生絲に種々の差あり生絲同種にして商標に各樣の別あり甲年海く愛顧ぜられんとせし商標乙年に至り再び市場に顧す昨年甲標な附せし生絲は今年乙標類似のものな附着し千驚萬化實に煩勞に堪へずして殆ど記憶するの暇なし故に生絲市場に於ての名稱は上州絲、信州絲、甲州絲又は奥州絲等の大別に過きざるのみ又輸入商の商標に至りても茉商會又は茉商の輸入を證明するに過きず固より生絲の品位を證明するにあらざるなり

生絲の名稱に關し當業者中の言に據れば丸丸商標商標表の下段に記載せる如し而して之を明示せざるものも尠からざるなり

附言當業者の說に據れば本國の商標類別及生絲の名稱は横濱に於ては正確の調査を得る容易なりと雖商務者に於て正確の調査書入手あるときは本館へ寄水の送付あらんことを希望せり

| 商標 | 絲商の名稱 | 生絲の名稱 |
|---|---|---|
| 帆船二隻 | 同上 | 同上 |
| 日丸扇子 | 同上 | 同上 |
| 虎一頭 | 在横濱「フレイザー、フアレイ」商會 | |
| 鳥一羽 | 同上「ハッデン」商會 | |
| 鎧に生絲 | 同上 | 同上 |
| 羊の首 | 同上 | 同上 |
| 印度人の半身 | 同上甲九十番「ウ井リアム、ライル」商會 | |
| 金孔雀 | 在横濱七十六番「ベウ井ル」商會 | |
| 水鳥の圖 | 在横濱「ヒヤンティ」商會 | |
| 鳥龜 | 在横濱英一番「ヤヤーチレ、マゾソン」商會 | |
| 勇士甲冑を著る圖 | | |

## 第拾九號　外報

### 第二問　米國へ輸入する我生絲の雜駁なるものは何地の産出にして如何なる商標を附するものなりや

前期第輸入の本邦生絲は一般に品質佳良ならず殊に下等絲に至りては雜駁の品種多く前橋絲、上州絲及奥州絲に於て最も甚しきな見たりとは當業者の明言する所なり但し本館に於ては本年一月以降な輸入絲商及機屋等に就き細精な探究せしに當業者等は常に生絲一般の品質佳良ならず殊に下等絲に雜駁なるもの多しと殆ど常套言語の外は緘口して敢て答辯な與へざるなり蓋し其絲は其絲の價格あり雜駁絲は雜駁絲の價格あり價格に由り賣買約束の定まるものなれは當業者に於て貴重の顧客なる製絲家及輸入絲商の最初より生絲の雜駁なることな熟知して賣買せしものなれは從來に亜りて苦情の生出するは却て怪しむべきに似たりと云ふ者あるに亜れり但し前季輸入の生絲中には量目な増さんがため鉛塊な綿の中に匿入し或は細米の粉な混入せるものあり之に因り遂に實に惡むべきことなれとも稀有のことなれは輸入絲商に於て其何國の産出にして何種の生絲なるやな口外するな好まされは之な確知するの道なしと言ふべきのみ

### 第三問　米國へ輸出する我生絲の經絲に使はるゝものと緯絲に用ひらるゝものとの比較數量

米國へ輸入する我生絲の經緯絲は殆ど數量同額なりと言ふも可なり蓋し當業者の說に據れは機屋の便宜に依り或は經絲とすべきものな緯絲に用ひ或は緯絲とすべきものな經絲に使ふあり加之織物の種類に由り緯絲も經絲となるあり故に彼此の數量な比較して其多少の額數な確言するは實際に於て爲し難き業なり但し概言すれは機械製真絲な經絲に使ひ次絲な緯絲に用ふること紐織物の通則なり且つ凡そ織物は經絲に比し緯絲な要する多けれは比較的に緯絲の數量は經絲より多量なりと云ふべきのみ而して米國へ輸入する生絲中何種多くして何種少きやな知るときは自ら米國消費の經緯絲の比較數量な知り得へしと雖も當市に於て詳細なる統計なきな以て確知するに由なきなり

從來米國に於て我生絲の博く愛顧ぜられ多く消費ぜらるゝものは色相純白にして練り耗り少きこと他國生絲に超越せるな以てなり但し當國生絲市場に於て歐洲製絲な凌駕と得さるものは我生絲の第一强彈力な缺き、第二清麗な缺き、第三細太の一定な缺き、第四色相の一樣な缺き甚しきに亜りては精粗混同所謂雜駁絲なるもの多きに因れり蓋し或者の說に據れは本邦製絲家に於て製出の生絲に前述の四缺點あることは業に熟知する所なれとも如何せん目前の小利に安し熱心以て之が改良な謀る者甚た僅少なりと是れ或は

極端の評に似たれども我生絲に改良の進歩甚た緩慢なるに由りて觀れは或は然らんかの疑なき能はさるなり

當國機屋の紐帛を製織する汽機に一任するものなれは多く使用の原料は強靭力ある細太一定、色相一樣の上等絲なれとも下等絲固より使用せさるにあらす獨り嫌惡して止まさる者は精粗洗同の雜駁絲なり其絲由は機場に於て紐帛を製織すに經太及色相一樣の生絲を使用する工費に比し雜駁絲を使用するの工費は區々一定ならさるも甚しきに至りては殆と一倍を增加すに至れり故に本邦製の雜駁絲を嫌惡して遂に昨年來より當國機屋に於て支那絲竝にベンゴール絲等の使用漸次增加するの傾向あるに至りたるは當然の結果にして實に視易きの數理なり

前陳の狀況なれは當國絲市に於ける本邦製生絲も漸次雜混に陷らんとするに會せり故に今や本邦製絲家は猛省して斷然前文の四缺點に改良を加へ自家商標の下、他人をして喙を容れしめさるのみならす輸入絲商及需要者の信用を堅固にすることを是務めさるへからさるなり

輸入絲商の製絲家商標を模奪するに至りては製絲家の與り知らさる所なれとも之を防くには當地組業協會勸告の如く既に歐洲製絲家の使用せる如き各綴絲の束中に姓名、記號竝に品種を表記せる最小變を挿入し綴絲を改會せるにあらされは該小變を見る能はさらしむへし又綴絲の表面に姓名記號を採印せしもあり見水に跳きて實況を見るへし是れ皆歐洲に於て好商の商標代貼を防止して好結果を得たるものなれは此の如きの方法を用ふへし但し此兩樣の方法中、後者は磨滅し易き虞あるのならす絲質を傷ふことなきを保せすとの說もあれは前者の方法寧ろ宜しかるへし

生絲の改良は固より製絲家の業務なれとも許多の製絲家をして一定の生絲を製造せしめ需要者の信用を得せしむること素より爲し得へからさるの業なり故に輸入絲商及仲買商の商標を廢棄せしむることも亦實に難し故に本邦製生絲改良の良策は既に當地組業協會勸告の如く生絲檢定所設立にあり但し此檢定所設立としては既に本邦に於て種々の計畫ありと聞けり故に爰に細述に及はさるなり

附言當地組業協會書記長リチャードソンより送附の綴絲四箇、生絲檢定所の必要を論する小冊子一部、同所檢定證票四葉淪附送呈す

綴書記長の來翰は我生絲改良に關し懇切に纖述せり參考の資に供する少小なりされは全文を譯評する左の如し

リチャードソンの來翰

復啓陳は本月八日附貴翰拜讀貴國生絲貿易の弊害として生絲商人等か製絲家の商標を剝去り妄に自家製造の商標を代貼する習慣有之候趣に關し縷々御下問の趣敬承致候今や貴國政府は此弊害に注目せられ主として救濟の策を講究せらるゝを承り候は老生の私に喜悅する所に御坐候抑々此弊害たる生絲の一旦製絲家の手より生絲商の手に渡りたる後、後者に於て濫に其商標を剝奪變換するものに候へは製絲家に於ては更に詮議すへき所無之即ち愚見に據れは製絲家をして其製絲の各綴中一々其屋號若くは姓名竝に製絲の品種を表記せる小變を挿入せしめ候はゝ既に分而より之を嫌如せらるゝの憂なく而して之を除き去らんとするには一々束を解き綴を分つの煩勞を要し候故に自然に之を防止致し得へく又護誤印を用ひて屋號竝品種を直に各綴に印記せしめ候も又同結果を得られへくと存候故に貴國政府の巡邏に賴り各生絲家に於て右兩樣方法の内孰れにても採用候事に相成候はゝ繼令好商等商標を變換候とも當地機屋は容易に之を看破し得て其使用せる絲の果して謙氏の製造に係る、ことは自ら判明可致儀と存候是は其種の製絲家か魚目混珠の惡を免れ自家製絲の名聲を博せんとするには絲に有益の方法に有之現に歐洲の最良製絲家は之を實行致居候次第に有之竝に愚見說明のため兩三綴の見本を送り電覽に供し候

偖又當市場輸入の日本生絲に貼附しある商標の數及其種類等御承知相成度旨御下問の處右は甚た夥多にして一々枚擧候事は到底出來得へき儀に無之因て先つ二三の評判善き種類を擧くれは開明社、六互社、長信社、得信社、檢明社、鶯湖社及横濱甲九十番商會の商標等に有之又地方別を以て言へは評判善き製絲は概して信州產に係り次に甲州產も亦頗る良質のもの有之而して日本絲の中最も雜駁なるものは殆も下等絲に屬し殊に前橋絲、上州絲及鳥州絲等に多く之を見受け候又日本絲中其經絲及緯絲用の割合は時と相似たるものに有之候但し外に經絲、機捻絲及縫箔絲用として各種の絲多分に輸入有之候

竝に今問貴問に答ふるの序を以て夫の老生か爲め陳述候にも拘らす尙ほ日本製絲家に於て未た十分に納得せられさる儀に跳き重複な願みす更に一言可致候他なし日本製絲家に既往に徵して十分製絲改良の望を屬するに足る故に一層奮勵して精益々精を求め致なとして敢て怠らさるに於ては遂に當國市上實際裏實の利を占むることも得らるへく若し又之に反し粗製濫造に流る節は我米國人は已むを得す日本絲を繭てに良絲の供給を他國に仰かさるを得さるに至るへく之を存候儀に有之候

今や日本絲は大に產額を增加し改良進歩亦望を屬するに足り而して一方に於て當國の需要は年一年より盛歷に赴くの勢に有之候へは此時に當りて日本製絲家たる者は宜しく各自の奮勵を日本政府の補助に依り彼の歐洲人の慣行せる方法を用て大に生絲貿易上の利便を謀るへく而して其方法手段とは即ち生絲檢定所を創設して生絲の細粗及重量を檢定證明する儀に有之現時歐洲より輸入する生絲の如きは則ち每掛毎子絲の細粗之檢定の量目即ち過度の水分を除き所り所たる純量とを證明する二枚の證票之に伴ひ居候故に機屋に於て鳴る太さの線を作らんとせは右の證票を見て其求むる所の線を抽出し得へく又量目に欺きても

殷令絲捫の總量は水氣含蓄のため增加することあるも是れ亦該證票の記する所に因りて其純量を確知し得られ候尙ほ右證票の罰鍋は速に附送致候間紙伊佛兩絲の證票見本に就き御了解相成候樣致度候想ふに貴國政府も亦貴國商人等に右生絲檢定所設立の許可なる與へて前述の如き檢査業務に從事せしめ其給する證票をして正確信すべきものならしむる權衡力相成候力可然歟と愚考致候右生絲檢査に關する費用の如きは一封度に附き僅か一仙にたも足らざる程の小額に有之候

右貴問に對し愚見申述度如斯尙ほ他に御諮問の儀も有之候はゝ無御遠慮御下命被下度候敬具

米國絹業協會書記長
ピー、リチヤードソン

千八百九十三年九月二十九日
日本帝國總領事島村久殿

## ●雜報

### ◎廿六年生絲貿易の概況

一月　上旬にありては其前月即ち廿五年十二月下旬に於て甲九十番及二百九番等が買煽りたる餘勢を受けて頗る好況を保ち就中座絲にて確氷社の如きは八百十弗以上を唱へ益す活潑の氣勢を示し此際佛國向は俄然賣行きを進むるに至れり斯くて中旬に入るや適當品拂底と稱して自ら靜穩の狀ありしが元來底意强きことなれば下旬に至り價格孰れも强含みとなり歐米向共に相應の賣行きを見るに至り而して

二月　に移るや上旬に於て歐洲向は愈ゝ注文多く隨て適當品益す拂底を告げ爲めに賣込商は思ふまゝに彼の需用に應ずる能はずして價格も一日々々と昇騰の一方に傾き遂に山陰製絲會社の生絲は九百六十二弗半の珍直を現はせり既にして中旬に入るや益す盛況を來し恰も破竹の勢を以て全社器械製一千弗の高直にて賣行くに至り下旬も引續きて細筋の需用を進め買氣愈ゝ盛に在荷益す減じ米國向の如きは殆ど空乏を告げて手合を爲す能はざる狀態を呈せり當時の外國爲替相場は倫敦參着二志八片四分

三、紐育參着六十六弗五十仙の前後を往來しつゝありたり

三月　依然として好況を保てるのみか上旬より佛國向一層の賣立ちありて隨て入荷すれば隨て買收するの快狀を示し山陰製絲會社一千十五弗の飛直を呈し全國の製絲家をして喫驚し且作興せしむるに至れり中旬も猶活況なれば內商は非常に强氣を唱へ外商の陽直にては容易に賣放たざるより一寸不折合ともいふべき市面を見る折柄海外市場も落付の入電あり旁々稍や靜穩の狀勢を示したり而して此剌戟は忽ち內商の頭上に及ぼし下旬に入るや數日を經るや否や三四十弗方の低落を來し外商も安直ならばといふ氣味合にて更に取引を始めたり故に同月中は內商外商共に專ら懸引に汲々とするものゝ如くにて市面は始終動搖めきたる色見えたり

四月　上旬に再び絲價の昂上を來し益す氣勢を進めて岡山製絲すら一千二十弗の聲を聞き上州座絲三英社の如きも八百五十弗てふ製絲家が曾て夢想だにせざるの好直を賣り一般の商館は春挽の入荷を待ち兼ねたるものゝ如し折しも信州春挽絲の入荷弗々ありしかば開明社の如きは千弗唱へにて九百五十弗を賣放ち伊九十番は最も大手を擴げて買收し中旬に入るや細絲の勢力は太絲を壓倒するの狀ありき即ち播州物千五十五弗甲州住友千八十弗の手合ありたり然るに米國向も在荷二千五六百梱の少數なる

故に安直にては何となく賣惜むものゝ如く見えたり當時外國爲替相場は一寸高く紐育參着六十五弗七十五仙を示したりされば內商の强張りと夫是れにて米國向は稍や沈靜を來せる狀況とはなりぬ下旬に至り春撓絲の着荷も可なり饒になり海外市況も續きて買氣を呈したりとのことよりして甲九十番は一手に信州器械を買收し平均五弗方の高直を現はし絲價は更に騰貴の方向を示し何となく市面に活氣を添へたり故に二十五六日の頃は品の欠乏を唱へ局面一變の狀を以て更に佛國向に買煽りの鋒先きを轉じ信州最信社千八十弗を以て賣放ち手合一層頻繁を來し市場は頗る喧すしく甲九十番は此時信州太絲八百弗見當の品を多數買收せんと企てたり、然るに此月をも越えんとするや彼の印度幣政問題の決着も近づかんとて銀貨自由鑄造は何となく廢止せらるゝやの風說を流布したる爲め外國爲替は俄に下向となりて倫敦參着二志八片二分一、紐育參着六十六弗といふ相場を示したり

五月　上旬も猶在荷欠乏とて內商は强氣を唱へ市場は頗る沈靜に歸したり、然るに信州地方も追々春蠶發生の期に近づき天候如何と窺ふものゝ如く各商の意思は孰れも蠶況に傾向せり當時外國爲替相場は倫敦參着二志八片四分三、紐育參着六十六弗五十仙にて即ち四分一と五十仙の下落を示せり斯る處へ達したる三月二十日美關發の絲況は最上縱絲十八より二十デニール物八十三リラ仝橫絲二十より二十四デニール物七十五リラといふ相場を示せり而して同地の通信は新繭饒にして賣崩しの兆ありと報じたり然れども野州大嶋社細は千百六十五弗甲州矢島器械は千百弗の手合ありて幾分か尙强味を帶びたり中旬に入るや依然沈靜にして追々新絲季に接し此所古絲見切賣の萌あるを待つものゝ如く內外商一寸睨合つゝ纏て十四日となり靜岡製絲會社より五捻の新絲を原商店に入荷し愈よ新絲に望を置くものゝ如き市面を示したり況して紐育絲況は甚だ弱く不活潑との入電もありしより內商幾分か安直賣放ちの氣合にて甲九十番の如きは扨も買所と見たるや弗々買始め信州明進社千七十弗の手合を爲すに至り續て內商等も新絲に望を屬し古絲は多少づゝの直押を耐へ手合を爲すに由り日々三四十捆づゝの取引纏りぬされども信州春撓も十五日にて大略終りたれば在荷益す減却し市場愈よ寂寞たり折柄相州甘利製新絲一括中島商店へ入荷し追々新物の入荷を見る季節とはなりぬされば下旬には古絲愈よ而白からずして相場は益す低下せしより甲九十番は信州九百弗內外の殘品を少しづゝ取入れたるも要するに此月は至つて薄商いにて互に睨合にて終れり

六月　上旬に入るや二三の商館は前月末注文入電の趣にて弗々手合出來し越中細物七百六十弗位の安相場にて賣行けり信州伊奈社の如きも長信社、平野社、片倉等と同じく八百弗の安直にて賣約成り前直に比し孰れも四五十弗づゝの暴落を示せり此際各地の新絲も弗々入荷し待ちに待つたる信州上田信陽館の如きも十日新細絲二捆出荷の案內茂木商店に到達し古絲は殆ど休業の狀を呈し續て中旬に至るや二百九番は信州殘品の買入に着手し茂木小野の兩商店より見切物として百五六十捆の賣込ありて其相場は六百六十弗より七百弗なりき、然るに外國爲替は一寸小戻の袤にて倫敦參着二志八片八分三、紐育參着六十五弗七十五仙といふ相場を現せり即ち十日の大下落以後甲は八分一に乙は二十五仙方の騰貴なり當時新絲は各地より入荷あるも何分信州物の入荷無きより標準相場も立たざりしが信陽館の新絲着荷となりて見當相場も略ぼ定まりたりとの事より十五日に至り百七十七番へ新絲の初手合を爲したり（中島商店より武州上水社細六個、木村商店より紀州岩手細一捆、若尾商店より相州盛進

社器械三個、吉野商店より武州改良原社器械二捆）其價は各八百十弗にて之を昨年の割合及其當時の絲況に比すれば稍や安直を感ずるものに似たりさりながら内商中にも強弱論者二派ありて互に新絲前途の市況を樂ずるものゝ如くなりき然るに翌十六日は武州物相州物同樣の直段にて手合あり里昂絲況も取引少なく相場下落の電報あり内商は孰れも一寸氣遣の姿にて頻に各地の當業家に向け警報を發せりざりながら問屋が地方製絲家に資金を競貸する弊は愈よ益す甚しきを加へて新繭の仕入に氣込を現はせり而して二十日に入り第三回の新絲手合として上州、尾州、駿州の諸器械絲は七百八九十弗にて相談整ひ信州新繭は上田市場にて貫目金三圓五十錢の初取引ありし旨市場に言囃せり而して下旬に移り新絲は不活潑中幾分か買氣あるものゝ如くにて甲州物見當相場八百廿弗を唱へ類りに信州新絲の入荷を待つものに似たり是蓋し標準相場を知り得るにあらんか斯くて三十日は朝來外商も買萌しあるが如く俄に高直の商談ありて澁澤商店より九十五番へ三州細谷製絲九百弗の手合出來し折柄倫敦銀塊暴落の報を傳へ市場は悄々寞々たり乃ち横濱正金銀行は外國爲替相場を倫敦參着二志六片、紐育三着を六十弗五十仙と改めたり其下落は甲は四分三にして乙は二弗なり而して印度幣政問題の影響は倫敦銀塊相場に非常なる刺戟を與へて取引途絶る程の狀を示し殆ど相場の立たざる有樣とはなれり

（以下次號）

## ◎廿七年生絲の初手合

本月二日横濱に於ける生絲の初手合は頗る活潑なる市面にて多數の豫約品は拂曉より車に積載して各商館に引込み其壯觀實に開港以來稀有の祥瑞とも稱すべき有樣にして取組の出來たるは二千七百餘個の大數なりしといふ以て本年絲況の前途多望なるとを想察せしむるに足れり

## ◎繭絲織物の審査概況

客年中開設したる山梨縣南北都留二郡聯合繭絲織物共進會に於て大日本賛成會員八田達也氏が審査長の資格を以て述べられたる審査概況は獨り其出品者のみならず各地方の當業者に取りても亦大に參考と爲るに足るものあれば左に之を摘抄す

（上略）抑も本會は其第一回を去る明治十九年南北都留郡に開設し爾來諸般の事情に障碍せられ殆んど中止の景況なりしも事物改進の機運は能く百般の支障を排除し茲に第二回の開設を見るに至りたるは都留二郡殖産の爲め大に慶賀する所なり今回出品の總數千十四點にして之を郡別すれば南都留郡出品繭七十六點絲四十七點織物二十八點北都留郡出品繭三百六十三點絲百五十四點織物三百四十六點なりとす之を前回に比するに出品數は甚だ減少したりと雖も其品位に至りては三種共に甞大に改良進歩せるものあるを覺ふ而して二郡出品の多寡如此大差ある所以のものは得て知るべからずと雖も南都留中繭に織物に常に佳良品を生産するの開へある村落にして今一點の出品あるを見ざるは兩郡物産程度比較上甚遺憾なる所なり出品各種の内繭絲は晋く之を措き第三區織物部に排列せる甲斐絹に至りては實に各郡無比の特産にして古來其名聲天下に高く生産者其製造の術に於て亦應分の經驗を有すと雖も然れども技術の巧拙を他と比較競爭し彼我長短取捨の利益を得進んで販路を求る上に於て最捷徑なる共進會博覽會等に出品するの方法及觀念に至りては未だ技術と經驗と並行せざるの實跡ありと斷言するに憚らず見るべし第三回内國勸業博覽會出品の現狀及米國開龍世界博

覽會出品準備の如き其意匠の考按尺幅の適否すら他地方製造者若くは取引商人等に就き困苦其方針を定めたるにあらずや苟も此の如くにして唯一の目的なる販賣路擴張の道に於て欠くる所あらば假令其技術は如何に巧に其產額如何に多きも畢竟其技術と產額とは將た何の用をかなさん然りと雖既往は追ふべからず要は唯既往に鑑み將來を推し以て生存競爭の社會に至て人後に落ざらんを期するにあるのみ今夫れ第四回內國勸業博覽會は將に明後年を以て京都府に開かれ一府七縣聯合共進會亦同じく來年を期して栃木縣足利市に設けられんとす一は以て甲斐絹の名譽と聲價とを海內に發揚すべき一大好機にして一は以て我都留の好敵手なる桐生足利の生產者と旗鼓對壘し輸贏を上武の野に鬪はすべき一大戰場にして當に甲越河中島の役に擬すべきなり夫れ我都留が桐生足利の爲め多年其志を實業に得ざるや尙ほ上杉氏の武田氏に於けるが如く其鑾とする久矣故に明年足利の會なる彼我を斃すに非んば即ち我彼を滅すべく勝敗の數を一時に決して以て實業社會角逐睥睨するの覺悟なかるべからず戰端一たび開かれ兵刃相接する近く明年に迫れる事前既に迫ぶるが如し然り而して當業者たるもの尙ほ且つ悠々長夜の眠を貪り苟も之が攻守の策を講ぜざるが如きあらん乎都留二郡の經濟上前途大に危まざるを得す

斯く觀察し去らば都留人士或は云はん甲斐絹は本郡の特有產にして他府縣の摸擬し能はざる所なりと豈美れ然らんや學術技藝日進月歩殆ど天工を凌ぐの今日に方り徒らに特有の名に依頼し袖手改良の策を講究せざるときは則ち信用日に墜まり聲價月に墜ち空しく本場の名稱を存するのみにして其實躰は不知不識の間に遂に後進地方の生產者に奪畧せらるゝや炳然として明なり試に見よ桐生足利が織物に對する常に注意の懇到なるを更に眼を轉じて鳥取福井近くは八王子地方が織物における每に進取の氣象に富めるの狀況を見よ色染に織紝に將た意匠に精は益す精華は愈よ華を加へ孜々として之が改良に意を注ぎ尙且慷然たらざるを愛ふるにあらずや斯の熱心と注意とを以て日夜孜々甲斐絹の織製に從事して怠らず之を奈何ぞ壓倒せしめざらんと欲すと雖も豈能く免るゝを得べけんや都留人士深く猛省を要すべきなり今や幸に本會の開設するあり依て以て南北互に技術を研磨し長を採り短を棄て切瑳その功を積み輿を連れ蹄を攜め一擧桐生足利の大敵を降し更に進んで販路を海外に擴張し古來名產たるの聲價を內外に顯揚するの謀畧を畫策するの機會は唯此時を然りとなす然るに聞くがごとくんば或部分にありては區々たる感情の爲め逡巡して此軍議に參與せざるものあるがごとしと果して然らば都留人士の爲め深く痛惜に堪へざる所なり不肖遠也幸に審査長として此謀議に參與するの榮を得たり聊か卑見を述べて其實を塞がんとす第一區の繭の種類は稍小巢にして頗る賞贊すべきものあり隨て繊維過大の爲め罰點を付せしもの甚だ稀なりとす斯のごとく好果を奏したるは未だ曾て縣下他郡中の共進會に多く見ざる所なり畢竟當地方の蠶業は製絲を兼營して織物と爲すを以て自ら繊維の細均なる種類を飼育するの眞習慣を存せしならん然れども近時或小部分におゐては之を加產とせず繭の儘他に賣却するもの年一年に增殖すると共に彼の仲買商等の唱導するがまに〳〵重量の比較上容量の多き即ち大巢の種類に變更せんとするの傾向を顯したるがごとし若しこの弊習をして益す進行せしめ舊來の眞風を破るに至らば實に由々敷大事と云はざるを得ず蠶業家宜しく注意すべきなり

光澤は罕に佳良なるものなきにあらずと雖も概して不良のもの多し畢竟するに古來の習慣として大陽殺をなすか否らざれば蒸燥殺法の完全ならざる一度器械を用ひて殺蛹せるも微菌の生ずるを恐て大陽の力に藉り以て乾燥せしむるか又は貯藏法の完全ならざる等に基因すべし殺蛹貯藏の良法を講ずるは最も緊要なりとす」解舒は概して容易なり前項に述べたるごとく光澤不良なるにも拘はらず解舒の平易なるは甚疑訝に堪へざる所なりしが顧ふに本年は終蠶期にあたり當地方のみ氣候乾燥の好時季に遭遇せしを以て收繭の豐滿なりしこと近年其比を見ざりしとは當時嘗て聞知せしことありしが即ち氣候乾燥の爲め蠶兒の成繭中護謨質の固着を免がれ所謂「セラチン」酸化作用宜しきを得たるが故ならん果して然らば獨り當地方のみ天惠に浴したるものにして當業者能く此處に意を注ぎ後年若し終蠶期霖雨に遭遇せば力めて成繭室を乾燥ならしむるの法を取らざるべからず假令霖雨中に上簇するも本年と均しく解舒平易なるを得て其勞決して空しからざるべし單に天惠地福にのみ依賴して人力を加へざれば蠶業の豐滿は得て望むべからざるなり

繭節は概して多からず這は前に述べたる種類の善良なると解舒の平易なるとに因るべし

繭の緊緩は不均一のもの少なしとせず畢竟繭の選別に意を注がざるの致す所ならん此般の會に出品するが爲めに故らに撰別せよと促がすにあらざるも繭のごときは貯藏及販賣或は製絲するに當り其精粗を選別するは甚だ肝要なれば宜しく撰別法の研究に意を注ぐを要す」絲量又尠なからざるもの多々なりしは形狀の大ならざるが爲めに自然この好果を奏せしならん繭に就て所見概略右の如し當業者諸氏請ふ一考を煩はさんことを

第二區撚絲の製造精巧ならざるは畢竟需用の强て善良の絲を需めざるに依るなるべし今その審査を施せし各項目に就て述れば昔時專ら行はれたる藥品を用ひて殊に色澤を添へたるがごときものは曾て見ざる所なりと雖も唯原料の精粗良否混淆せる爲め隨て光澤の良否一定せざるもの多く且揚枠の尺度及束絲法一も依るべきの規律なく實に百品百種の躰裁を爲すは一見甲斐絹の品位區々に渉るを證するに足る宜しく速に原料整備の策を講ずべきなり

絲繊の細大は概して不均一なるがごとし畢竟生絲にありて「デニール」を調査するの途未だ開けず總て繭の粒數を目的として繰絲し之を撚り合はす習慣なるを以て勢ひ不均一を免がれず原料既に不均一なるに繊成の甲斐絹に整齊を望むは尚その源を濁してその末の清きを望むと一般得て望むべからざる所なり宜しく製絲の際に於て「デニール」を調査し適宜撚絲を爲すの習慣を養成すべき事最急中の急務なりと思考す

撚方及絡交等良否區々にして一定せざるは既に陳述したるがごとしと雖も繊維の抱合力にして强固なるは普通製絲の遠く及ばざる處なりとす是れ甲斐絹の光艶あり且絹面の滑かなる美質を顯はす一因なるや疑なし此絲にしてこの長所あるは想ふに當地方の製絲法たる總て沈み煮にして十分護謨を溶解せしめ絲合するを以て繊維の强靱を保つ所以ならんかこの沈み煮法たる製絲として色澤艶麗ならず絲量又自ら減ずべしと雖も甲斐絹の美質を保たしむるには愈よこの製絲法を確守すべき必要を確認せり以上撚絲に對する管見にして是れより甲斐絹に就き聊か所見を開陳せんとす

第三區甲斐絹は流石特産地の名に耻ぢず出品中特優品多く絹面滑かにして且一種言ふべからざるの光澤を有せるものは原料製絲法の効與りて力有るべしと雖も抑も亦幾千の工女が學び得べからざる熟練自得の妙處あるにあらざれば焉ぞ能く此のごとくなるを得べけんや實に獨得の妙技と稱賛するの外なし近時他府縣に於て摸造品を製出するものありと雖もこの獨得妙技の點に至りては未だ俄に摸倣し易からざるものあり均しく是れ絹布なり而して特に此品に付するに甲斐絹を以てせしは蓋し偶然にあらざるを信ず（下略）

## ◎養蠶學科新設せられんとす

世間幾多の養蠶家中には多年の經驗に因り實業には十分熟達するも學理に懵きよりして時としては不虞の失敗を取ること無きにあらず故に是等の人々に養蠶學の大要を授けて其患を免れしむるは必要の事なりとて子爵穎本武揚君の監督せらるゝ東京市小石川區大塚町に設立せる私立東京農學校に於ては今度右の學科目を新設し當業者就學の便を計り養蠶季節を避けて生徒を招募せんとの計畫ある由該校に關係ある某講師より編者に親しく此事を語りぬ

## ◎蠶業組合の組織

栃木縣下絹川沿岸なる河内芳賀兩郡の蠶業は創始日尚ほ淺きにも拘はらず年は一年より進歩の域に向ひ産額も亦逐次增加すといへども益す改良發達を企圖せんとて地方の有志者共同團結して過般絹川組合なるものを組織し已に組合規約も成りて其事務所をば河内郡本郷村大字墊沼に置くことに決したる由其發起者は我大日本蠶絲會員たる河内郡本郷村本田廣吉氏同會員同郡古里村字加地太十郎氏等數十名にして其趣意書は左の如し

今や蠶業社會日は一日より其面目を更め從來の舊套を打破せられ將に局面を一變せんとす此秋に際し徒らに舊守安逸日を曠ふして可ならんや况や天與の沃土たる我絹川沿岸にある同業者は汎く眼を社會の大勢に注ぎ一歩を彼に輸せざらんことを努めずんばあるべからず本業を以て斷然社會に頭角を表はすは正に吾々の責任なりとす生等茲に鑑みるあり既往の弊を去り協同戮力の急務なるを認め茲に絹川組合を組織し大に地方同業者の閑眠を攪破し以て斯業の振興を期し改良の効果を收めんと欲す云々

## ◎濠洲の養蠶に就て

南濠ヴイクトリヤ州官報局の刊行に係る南洋博覽會出品目錄の緒言に左の一節あり決して對岸の火災視すべきことにあらざるなり

蠶兒の自然的食料たる白桑はヴヰクトリヤ州の地味幷に天候に恰適し其成育も亦極めて迅速なり從て養蠶業を營まんと企圖したるものありしに蠶兒の掃立發育は外國にも敢て劣らざりしが奈何せん勞銀の高價なるために其成功の覺束なきを感じたりされど養蠶は元來婦人及兒女の操作に適當する事業なれば他日人口の增殖と共に必ずや盛にこれに從事するものあるに至らん又支那國にて養蠶の料に供する唐桑（Ailanthus Glandulosa）はメルボルン府内外の園中到處に繁茂するを見る故に若し各種の蠶種を輸入して盛に其飼育を營むことゝならば近郊幾千頃の原野を變じて桑田となすこと甚だ容易なり云々

## ◎蠶種の貯藏法

春蠶種を貯藏する新法との標題を置きて春蠶種より取りたる種は絲賣の上等なること疑ふべからざれば若し此種を夏秋の候までも貯藏し得ば養蠶家は其資本と都合とを謀り何時にても春蠶を飼育し得て其利益大なちんと疾くより其貯藏方法の發明に苦心する養蠶家ありしが昨今漸く其發明を完ふし既に農商務省へ特許を出願したりと去頃發兌の某新聞紙に見えたるが蠶種を久しく貯藏することに就ては往年佛國の養蠶家某氏が發見したる方法あり并は玻璃瓶又は鉛葉罐の中に蠶種を納めて能く密閉し氷室内に置きて零度以上の温氣に感ぜしめざるにあり斯くすれば假令數十年の久しきに渉るも決して孵化することなく而も健全に其生を保たしむべし若し又之をして孵化せしめんと欲するときは氣候の激變を與へずして漸々適良の温度に達せしむれば何時にても必ず意の如くに發生せしむることを得べし故に此法を以てすれば別に夏蠶種又は秋蠶種を要することなく春蠶のみにて足れりと云ふ

## ◎大阪府下の蠶業奬勵費

從來大阪府下各郡にては養蠶業奬勵の爲め七人の教師をして四五六の三ヶ月間各町村を巡回せしめ來りしが近年養蠶家の數大に增加したる爲め巡回區域の廣濶なる地方にては二三人をも要すべく到底七人許りの教師にては十分奏功の見込なきに由り常置委員は此の巡回教師を廢し更に各郡市役所部内の聯合組合會に奬勵費として各百圓づゝを下附し組合會に於て適當の教師を傭入れ其部内を巡回せしむることゝなし該奬勵費の豫算を千七百圓と定め之を九郡役所、一市役所、及七個所の養蠶傳習所に配附せんとの意見を附して客臘中郡部會の議に附せしに委員の修正說通り確定したりと云ふ



## ◎神戸の屑物取引

本邦第一の物產たる生絲は關西諸國及九州地方に於ても近年非常に進步し從て多額の產出を來したれば之を横濱に輸送して賣捌かんより寧ろ神戸に於て其販路を求めは便益大なるべしとて是迄類に力を盡したる有志家ありしも奈何せん新に市場を開くことなれば買方少く荷物多からざるため相場の標準さへ定まらず故に多少の運搬費は增加するも横濱に出荷して賣捌くに若かず而して横濱の相場なれば假令幾分かの安直も時の成行きと斷念めて手放せど神戸にては何程か高直に賣行くも尙ほ其上の高直を望む氣味合ありて關西の荷主にありても出荷するもの少く買方も亦品數乏しき神戸にて買はんより全國中の生絲充滿せる横濱市場に於て撰取するの便利あることなれば勢ひ神戸に向て手を下さんとするものなくして盛大を致さゞるなり殊に昨二十六年の如きは生絲の商況未曾有の不振なりし爲め神戸に於ける其取引は殆ど皆無の姿にて唯其附屬なる屑物のみ彼々と取引ありたるのみなり而して屑物は獨り昨年に限らず其取引は年は一年より漸次增加の勢ひありて美濃近江三丹其他近畿山陰山陽の諸國より入荷も次第に多きを加ふるに至り買方も横濱商館の支店又は神戸商館にて新に取引店を開くものあり賣込問屋も又追々新設するものありて前途頗る見込ありとの事なり

## ◎中國第一の生絲市場

兵庫縣下但馬國出石は絹織物の最も盛なる丹後及京都へ生絲を輸送するに便利なるがため西は因幡伯耆出雲備前備中南は播磨及丹波等諸國の生絲（內國需用向）大抵皆此地に輻輳するを以て生絲屑物類を取扱ふ會社三個ありて客年中其取扱ひたる生絲并屑物類の賣買價額は大凡三十六七萬圓の多きに上り

中國第一の生絲市場に位せりと云ふ

### ◎蠶室に鼠の襲來を防ぐ法

蠶兒の鼠に襲はれて其喰食する所なるときは非常の損害を被ふるものなれども蠶室の鼠害を避くるには便法なく當業者は甚だ困難する所にして普通猫を飼て之を捕らしむるより他に手段なきものゝ如し然るに余は鼠の來る室に蛇の脱皮を纏綿せしに嘗て鼠の侵來するとなし請ふ試み玉へとは我大日本蠶絲會員山梨縣川合菊次郎氏の報ずる所なり

### ◎下田伊左衛門氏

我大日本蠶絲會員たる東京府西多摩郡成蹟社々長下田伊左衛門氏は東海道蠶絲業視察の爲め漫遊の途次嘗て全社を卒業せし遠江國長上郡市野村上石田犬塚勝太郎氏方へ立寄り全氏の案内にて舊臘十日該地に蠶業熱心家の聞えある青木彌七氏全桂村次氏を訪ひ蠶業上の談話をなし翌十二日は西遠勸業支部會員の懇望により同村常久庵に於て蠶業演說會を開き蠶兒の飼育上に付き縷々說話されたり元來同地方の蠶業は近頃生絲相場の類に勝貴せしを觀て急に蠶室を築き新に桑園を拓き所謂濡手で粟の主義より始めし徒多ければ往々失敗する者あり然るに氏の懇篤なる演說を聽き人々大に悟る所ありしにや諸方より氏の來說を請ひたるも如何せん歸途を急がるゝよりして之を辭されたれば有志の人々は十三日未明濱松停車場迄見送り全所の旅店大米屋に於て盛大なる送別宴會を催し終りて濱松發東上三番凞車にて歸鄉せられたり又東京府下西多摩郡小曾木村宿谷佐太郎岩田庄右衛門西多摩村田村庄藏下田關三郎外拾名福生村高崎治平等諸氏の發起にて下田氏が字都宮に於ける共進會中の勞を謝せんとて同月十七日西多摩郡青梅町坂上樓に慰勞會を開きしに全日は日曜の事とて町村吏員幷に該共進會の出品人等來會するもの無慮百五十有餘名ありて午後一時一同着席高崎治平氏開會の主旨を陳べ下田氏は起て該共進會審査の顚末を縷述し且蠶業上有益の話を爲し他にも宿谷佐太郎中里庄五郎兩氏の演說若くは討論ありて未曾有の盛會なりしと各其地方の通信に見えたり

大日本蠶絲會員　池田幸之助氏報

### ◎廣島縣通信

本縣の蠶絲業は創始以來日尙淺きにも拘はらず養蠶家の數は六千六百餘戶、成繭額は四千八百石、器械製絲釜數は六百餘個の多きに達び今や縣下農產物中重要の部に加ふるに至りしと雖も詳しく養蠶界の實況を洞察するときは確實に利益を累年に得るもの少きのみならず悲慘なる失敗を被ふる者少からざるが故に斯業を目して投機的事業と做し屢次勸誘を加ふるも容易に着手せざるの情態にして爲めに養蠶の意志未だ一般農家に普及するに至らざるなり抑も本縣の如きは風土能く蠶業に適し農界の事情亦養蠶に適せるにも拘はらず一般農業者の意未だ茲に至らざる所以のものは主として現業者の失敗若くは利益の薄きに由るなり、是を以て縣廳に於ては養蠶を奬勵するの手段は現業者中に養蠶術を授くるに如かざるを認め本年度に於ては養蠶傳習所を設立する者には縣内十二ヶ所（各郡市役所所轄内に一ヶ所）を限り其教師一名づゝ地方稅より補助するの意見にて之が可否を勸業諮問會に諮問せしに全會一致にて之を可決し尋て縣會に於ても亦之を可とし原案に決せり而して教師は西ヶ原試驗場の卒業生にして實業に熟練の者を聘雇する筈なり（補助額千七百餘圓）又養蠶奬勵の爲め本年度に於て技師を招聘し日數凡そ二十五日間縣内巡回講話を求むるとも同樣勸業諮問會に於て可決し其旅費の支出も縣

會に於て可決せり

## ◎山形縣製絲用蠶種檢査に就て

山形縣　大日本蠶絲會員　石山學太郎氏報

去る明治十九年以來山形縣に於ける當業者も農商務省令に基き蠶絲業組合を設け各郡市に其事務所を置き斯業の改良と發達とを謀りしを以て大に其功を奏し舊來の面目を一變せしもの尠しとせず然れども利に伴ふ害あるは數の免かれざる所にして年を經るに隨ひ蠶種檢査の如きは往々情實に陷るあり又は粗濫に流るゝ等弊害愈よ深く檢査の信用益す薄く遂に必要なる組合事務所は却て當業者の怨府となり有益なる檢査の美擧も徒勞に屬し製絲用蠶種檢査の如きは殆ど地を拂ふの傾向に至れり故に當業者は勿論有志者中深く之を憂ひつゝありしかど他に良法もなく荏苒今日に至りしが夙に養蠶熱心を以て有名なる我大日本蠶絲會員(縣會議員)金子孫左衛門氏の提出に係る蠶種檢査法は全縣通常縣會に於て美事通過せしを以て明年よりは製絲用種共悉皆縣廳の事業となれり其方法の一を掲げんに管下概算十二萬枚の蠶種に對し檢査員四十七名を置き其内三十二名程は曾て東京農務局蠶事試驗場に入りて修得せしものを擧げ其他十五名は當局者に於て新たに檢定試驗を施し其合格者を用ひ縣税を以て新たに費目千八百七十餘圓を置き檢査員の旅費日當及器具費に充つるとなし檢査所は假に在來蠶絲業組合事務所なる山形市山形、南村山郡上の山、東村山郡山邊、西村山郡寒河江、北村山郡楯岡、最上郡新庄、東田川郡藤島、西田川郡鶴岡、飽海郡酒田、東置賜郡宮内、米澤市、南置賜郡米澤、西置賜郡長井、及荒砥の十三ヶ所に設け之に關する雜費等は當分組合事務所の負擔とし全事務所に於ては更に蠶蠕蛾等の調査を一層嚴密ならしむる由なれば是より益す精良完全なる蠶種を製出するに至るべし迚當業者は大に悦び居れり金子氏の起草に係る法案は左の如し

### 蠶種檢査所設置方法案

第一　蠶種檢査所は管内蠶絲業組合部内に設置す○第二　製絲用蠶種の檢査は毎年八月一日より施行す、但檢査所位置區域並開場日數は毎年告示を以て之を定む○第三　蠶絲業組合事務所に於ては○區域内製造に係る蠶種の概數を調査し毎年六月三十日限り縣廳に屆出つべし○第四　檢査所區域内の製造に係る蠶種は製造人に於て他府縣の製造に係るものは販賣人又は買入人に於て所縣檢査所に差出し檢査を請ふべし○第五　製絲用蠶種は組合員と否とに拘らず總て檢査所々在地組合事務所の證印を受くべし證印なきものは檢査所に於て檢査せず○第六　一檢査所に於て檢査せしものは管内を通じて有効とす○第七　檢査證なき蠶種及は廢棄證あるものは飼育するを得ず○第八　左に掲くるものは縣税の支辨とす　一　檢査員及助手の手當、二　檢査員の旅費、三　顯微鏡及其附屬品、四　檢査所の印章、五　檢査所窓帖、六　運搬費但し第三第四第五の物品に限る○第九　左に掲ぐるものは蠶絲業事務所の負擔とす　一　檢査所の印章、二　小使の手當、三　蠶種保證に要する費用、四　檢査に要する器具但し前項の第三を除く、五　通信運搬費、六　消耗費○第十　一組合の力前項の費用を負擔し能はざるときは特に檢査所を設置せず隣接檢査所の管轄區域とす○第十一　檢査所々在の組合事務所に於ては第五の證印手數料として蠶種一枚(糎製は五十蛾以下一枚)毎に金一錢以内を徴集し第九の費用に充つるを得○第十二　檢査所に要する印章は左の六種とす(雛形略す)

## ◎信州に碓氷分社設立す

生絲社界にて五人娘といへば坐繰絲を以て著名なる上州碓氷社の商標なることは誰も知れる所にして其結社組織の簡單にして且つ堅固なることも亦人の認むる所なるが其勢力は隣境なる信州に及ぼすに至れり元來信州南東部に屬する一二郡の製絲業未開の地方に於ては明治十四五年以來製絲業のために屢々失敗し家産を蕩盡したるもの尠からざりしより一時は製絲業としいは、聞くだに厭忌する有樣なりしが世の風潮は益す斯業の發達を來し殊に隣近諸郡に於ける盛況を見聞するに付け漸く之に誘導され再び事業を起すものあれども多くは損益相償はずして資本すら失ふに至れるは是畢竟經驗に乏しきの致す所なるべしとて近來上州碓氷社より教師を聘して其方法に倣ひ坐繰揚返所を設置せしもの尠か

らず現に小諸、岩村田の如きは盛に坪方を糾合し確氷分社を設立し其社名を以て賣込みたるものありとのことなり

## ◎桐生織物の由來

京都の西陣と匹敵して世に著名なる上州桐生の織物は其由來最も久しく一千百有餘年の昔にありて已に始まりたるものなりといふ相傳ふ淡路廢帝の天平寶字年間に此地の人山田某なるもの京都に上りて仕官せしが宮女白瀧姫といへるを見て大に戀慕し「水無月のいなばの露もこがるゝに雲井をおつる白瀧のいと」と一首の歌をよみて之を贈りしかば白瀧姫の返しに「雲井より終にはおつる白瀧をさのみな戀ぞ山田男よ」とありて其事宮中に聞えければ姫をば山田に賜はしゆゑ相伴ふて故郷の桐生に歸れり然るに白瀧姫は豫て機織の業を善くするを以て之を此地の人に授け是よりして其業始まれり故に桐生の人は此姫を機神として毎年七月七日に之を祭るを例とす其後新田義貞兵を生品祠前に擧げしとき此地の絹を以て旗を製したるにより德川氏の世に至りては之を吉例として旗絹を貢せしめたり而して享保元文の頃までは尋常の絹のみ織來りしに京都より彌兵衛、吉兵衛なんど稱する職工來りて飛紗綾を織ることを敎へ、夫より漸々上達して縮緬、綸子、綾、錦の如きものをも織ることゝなり今日にては如何なるものにても織得ざるものなきに至れり

## ◎組合を設けて霜害を防ぐ

降霜の爲め桑葉を枯凋せしむる損害は實に恐るべきとにして殊に客年五月に於ける霜害の如きは近年稀有の慘況を呈せりされば其害を未然に防ぐは最も必要の事にして墺國人ボルレー氏の演說中（會報十三號論說欄內五貞及七貞）にも其事に說き及ぼせるが爰に長野縣南佐久郡野澤村にては過般霜害豫防組合を設けて其方法を實施することゝせり其規約は左の如し

野澤霜害豫防規約

第一條　霜害豫防施行便利の爲め本組合を設け協議の上規約を設く○第二條　豫防施行の箇所は別紙の通り九組合とす但桑園の多少を問はず必ず本組合へ加入するものとす○第三條　霜害豫防に關する事務取扱の爲め四名の幹事を置く○第四條　一小組合毎に指揮者一名を置く○第五條　幹事及指揮者の選擧は組合の互選とす但指揮者は各組合に於て選擧するものとす○第六條　幹事及指揮者は三年毎に改選するものとす○第七條　幹事は豫防に關する事務を統轄し及經費の出納を掌る指揮者は幹事を輔佐し豫防實施の際は黑煙法を指揮するものとす○第八條　本組合に關する費用は組合員の負擔とす○第九條　豫防施行期は五月一日より同月卅一日迄とす但期間は宿直二名を置く○第十條　宿直者は午後二時より三十分每に寒暖計を審査し四十度より下りたるときは幹事に急報すべし但別表へ昇降の度數を記入するものとす○第十一條　急報大鼓を受けたるときは各自指揮者の宅へ集合す可し○第十二條　幹事及指揮者は實地調査の上煙燻場所を定め置く可し○第十三條　桑園一段歩に付凡四ヶ所の割合に燻煙するものとす但燻時間は凡午前三時より全六時頃迄とす○第十四條　前場所に當りたるときは耕作人に於て苦情を勿論彼是の口實を設け植むことを得ず○第十五條　燻燒料は一ヶ所に付常松三束とす○第十六條　本規約は如何なる場合と雖も是を遵奉し決して違背せざるものとす若し違約あるときは官廳の保護を受け以て豫防を周到ならしめんとす依りて茲に規約を結び各自調印するものとす（別紙畧す）

## ◎歸京と出張

曩に農商務省の命を帶びて蠶業講話の爲め山梨靜岡の二縣を巡回されたる大日本蠶絲會幹事松永伍作氏は客臘歸京の上本月更に茨城縣へ出張又仝事件にて福岡外二縣を巡回されたる仝技藝委員練木喜三氏は客臘中歸京又仝事件にて仝技藝委員農學士本多岩次郎氏は神奈川縣へ仝技藝委員芝山宗太郎氏は宮城縣へ此程各出張又仝幹事小畑岩次郎氏は願に依り農商務屬を免ぜられ過般來本籍福井縣へ歸省中又仝幹事長岡毅氏は九州七縣及沖繩聯合共進會審査長として仝幹事高橋信貞氏は仝審査官（繭及生絲）として仝技藝委員農學士農藝化學士押川則吉氏は仝共進會へ各農商務省に於て出張を命ぜられ來る三十日出發せらるゝ筈なり

## ◎大日本蠶絲會員の加入

○通常會員

東京　宿谷佐太郎　仝　岩田庄右衛門　仝　伊藤忠三
仝　牧野格　三重　堀木志摩　愛知　大岩原之

## ◎綠綬褒章下賜と褒狀授與

此程賞勳局に於て實業に精勵せし廉を以て綠綬褒章を下賜されたる者及び蠶業に篤志の廉を以て府下西多摩郡福生村長より褒狀を授與されたる者は左の如し

群馬縣上野國碓氷郡磯部村　萩原鎮太郎

夙に蠶絲の識造に盡び力を改良に盡し有志の組合して機械製絲場を設立し養蚕の面目を一變し成績顯著し是を以て新に加賀して社を結ぶ者十有二乃ち之を統轄して碓氷製絲社を組織し規模を擴張し良絲を精製し大に聲價を海外に博せり其後社業益頑強ど維持すべからざるに際し更に頭取に擬まれ結揚洋勵遂に繼續を挽回し年々巨額の生絲を製出し其品位縣下第一と稱するに至る其他實兒飼育法に盡力する等洵に實業に精勵し業民の模範さす仍て明治十四年十二月七日勅定の綠綬褒章を賜ひ其善行を表彰す

富山縣越中國礪波郡平村大字下梨村　水上善治

居村山間に在り道路梗塞蠶業の振はざるを歎し盡力蠶絲の改良に專にし親しく上信二國に遊び飼育の方法を研究し良種を購い歸て有志に領ち以て之を勸誘し傳習所を起し教師を聘して温育法を生徒に傳授せしめ荒蕪を變して桑園を拓き水車を設て製絲場を建て體て起る者十有三遂年旺盛遂に五箇山中著名の物産と爲すに至る其他硝石製紙の販賣に盡力し機橋を架し舟楫を通じ道路を開き學校を興し惡疫を防ぎ爭訟を解く等老勵に至るも倦まず實業に精勵し公益を規畫し洵に業民の模範とす仍て明治十四年十二月七日勅定の綠綬褒章を賜ひ其善行を表彰す

武藏國西多摩郡福生村　高崎治平

夙に蠶業の振はざるを歎び銀若勉勵一日を懷ふせす專ら育法の得失を研究し遂に鄉黨の模範さなる又私費を投じて組合を新設し局到に其育法を傳習し誠に養蠶幼稚會を開きて初業者を導き今や該業の革通を見るに至る其功勞絶ならす依て之を表賞す



一金　八圓也

右本會（寄附せられたり

贊成會員　渡部朔君

## ●廣告

恭賀新年

併て會員諸君の康寧と蠶絲事業の隆昌とを祈る

岡毅
高橋信貞
松永伍作
小畑岩次郎
籾山鈞
庄田誠太郎

# 大賣捌所

農務局西ヶ原蠶業試驗場講師
高橋信貞氏講述野崎岩次郎筆記
訂正
再版

## 生絲繭蠶種審査法

正價金廿五錢郵券代用一割增外ニ郵送
代金四錢

本書は**高橋講師**が多年經驗せられし審査上緊要の條件を詳記し併て之が說明及注意を學理實地の經驗に徵し實物を要する箇所は精圖を挿入し之が使用法を明示し其精密なるは全國博覽會若くは聯合共進會の審査に適用し其簡易なるは一市郡町村の共進會品評會に應用し從來區々の審査法を改良するの方針を以て講述せられたる良書なれば近來蠶業の進歩と共に共進會品評會等の流行に連れ當局者の坐右欠くべからざる一讀千金に値する無類の良書也初版既に賣切に付き今や再版發賣す

東京市本郷四丁目　内田長藏
東京市麻布西町　日本蠶業雜誌社
東京市本郷弓町二丁目　蠶事新報部
御法川蠶業器械販賣所
東京市南傳馬町二丁目　有隣堂　穴山篤太郎
東京市駿河臺鈴木町　敬文堂　篠佐吉
横濱市南仲通　横濱貿易新聞社
仝　仝　南中舍